

第 2 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成23年 6 月28日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成23年6月28日(火曜日)

午前10時1分開議
午前11時10分休憩
午前11時16分開議
午後0時6分休憩
午後1時1分開議
午後1時59分休憩
午後2時6分開議
午後2時54分閉会

本日の会議に付した事件

平成23年度主要事業等説明

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補
正予算（第2号）

議案第8号 工事請負契約の変更について
報告第1号 平成22年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告についての方
ち

報告第6号 平成22年度熊本県一般会計事
故繰越し繰越計算書の報告についての方
ち

報告第9号 専決処分報告について

報告第12号 地産地消の推進に関する施策
の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

①国営川辺川土地改良事業（利水事業）
について

②国営大野川上流土地改良事業（大蘇ダ
ム）について

③ヒラメ及び馬刺しに係る病因物質不明
有症事例について

委員会提出議案

①農業農村整備に必要な予算確保を求め
る意見書

②漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税
等に関する意見書

出席委員（8人）

委員 長 池 田 和 貴
副委員 長 浦 田 祐三子
委 員 村 上 寅 美
委 員 鬼 海 洋 一
委 員 城 下 広 作
委 員 中 村 博 生
委 員 田 代 国 広
委 員 橋 口 海 平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部 長 福 島 淳
総括審議員兼経営局長 梅 本 茂
政策審議監 豊 田 祐 一
生産局長 麻 生 秀 則
農村振興局長 大 薄 孝 一
森林局長 藤 崎 岩 男
水産局長 神 戸 和 生
農林水産政策課長 国 枝 玄
首席審議員兼団体支援課長 吉 田 國 靖
政策監兼団体検査室長 今 村 昭 彦
農地・農業振興課長 船 越 宏 樹
担い手・企業参入支援課長 浜 田 義 之
流通企画課長 板 東 良 明
むらづくり課長 原 俊 彦
農業技術課長 松 尾 栄 喜
農産課長 本 田 健 志
園芸課長 野 口 法 子
畜産課長 平 山 忠 一
首席審議員兼農村計画課長 宮 崎 雅 夫

技術管理課長 大里正明
農地整備課長 田上哲哉
森林整備課長 河合正宏
林業振興課長 岡部清志
森林保全課長 本田良三
水産振興課長 鎌賀泰文
漁港漁場整備課長 平尾昭人
農業研究センター次長 佐藤巖

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳永一博
政務調査課主幹 木村和子

午前10時1分開議

○池田和貴委員長 それでは、ただいまから第2回農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

執行部の皆様方には、本当暑い中、大変お疲れさまでございます。本県を取り巻く状況は大変厳しいものがございますが、ぜひ一緒になって頑張っていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、本日の委員会でございますが、審議を活発化するために、ある程度時間を区切りながら、執行部の説明をすべて聞いてからの質疑ではなくて、ある程度のところで説明を終わって質疑に入らせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

続いて、浦田副委員長の方からあいさつをお願ひします。

○浦田祐三子副委員長 おはようございます。

これから1年間、池田委員長をしっかりと補佐し、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思ひます。委員の皆様、そして執行部の

皆様におかれましても、御協力をいただきますようによろしくお願ひいたします。

簡単ではございますけれども、一言ごあいさつにかえさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○池田和貴委員長 本日は、先ほど申し上げましたが、執行部を交えての初めての委員会でございますので、幹部職員の自己紹介をお願ひ申し上げます。

課長以上については自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りをしております役付職員名簿により紹介にかえさせていただきます。

それでは、福島農林水産部長から順次お願ひいたします。

（農林水産部長、経営局長～農業研究センター次長の順に自己紹介）

○池田和貴委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、平成23年度主要事業説明及び本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

まず、執行部の説明を受け、その後質疑を受けたいと思ひます。なお、説明を行われる際、執行部の皆さんは着席のままで行ってください。

それでは、福島農林水産部長から総括説明を行っていただき、続いて主要事業について各課長から順次説明をお願ひいたします。

○福島農林水産部長 初めに、池田委員長、浦田副委員長を初め委員の皆様方におかれましては、これから1年間、当委員会において、農林水産部に係るさまざまな案件を御審議いただくことになり、大変お世話になります。よろしく御指導をお願ひいたします。

御承知のとおり、この4月から知事部局に部内局制が導入され、農林水産部は新たに5

局18課体制となりました。全局、職員一致協力して、これまで以上に農林水産施策を推進してまいります。

それでは、今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、農林水産部の平成23年度予算及び主要事業について御説明いたします。

まず、平成23年度当初予算でございますが、予算額は、お手元にお配りしております説明資料の3ページ、平成23年度当初予算総括表のとおり、一般会計が518億9,000万円余、特別会計が7億4,000万円余、総額で526億3,000万円余となっております。

本県の農林水産業は、高齢化や過疎化などによる担い手の減少、農林水産物価格の低迷、燃油等の生産資材の高騰などの課題に直面しています。

このような状況の中、県としましては、本県農林漁業者の安定した所得の確保を目指し、安全で信頼のある農林水産物の安定供給、豊かな農山漁村の維持を図るため、くまもとの夢4カ年戦略や農林水産部施策方針に対応した施策を重点的、効果的に推進してまいります。

それでは、当初予算における主な取り組みについて御説明いたします。

まず、農業関係では、稼げる農業を目指し、高品質と安定生産を基本に、くまもとイチ押しブランドづくりや農商工連携などによる付加価値の増加、流通コストの削減などの各種施策を行ってまいります。

また、農業の担い手の確保、育成を図るため、担い手の核となる認定農業者や地域営農組織などへの支援を引き続き行うとともに、企業の農業参入を初め、多様な新規就農を促進するため、窓口整備や支援サービスの強化に努めてまいります。

さらに、農地等の効率的利用については、耕作放棄地の解消に取り組むとともに、水田の有効利用のため、米粉用米や飼料用米のく

まもと型モデルづくりなどに取り組んでまいります。

また、生産基盤の整備については、国の地域活性化・公共投資臨時基金を活用した県単独事業の創設など、さまざまな工夫を行いながら、農業水利施設などの老朽化に対応した長寿命化の取り組みを進めてまいります。

あわせて、農薬、化学肥料の使用を減少したくまもとグリーン農業について、さらなる取り組みの拡大を図っていくとともに、木質バイオマス、小水力などの自然エネルギー利用について調査検討を行ってまいります。

次に、林業関係では、森林施業の集約化や作業道などの路網整備などにより低コスト化を推進するとともに、県産材の需要拡大と供給体制整備に取り組んでまいります。

特に、熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針に沿って、県の木材利用の取り組みを強化するとともに、市町村へ基本方針の早期作成を働きかけてまいります。

また、森林の公益的機能の維持、増進や地球温暖化対策を推進するため、間伐の加速化、伐採跡地の適切な植栽などによる植林未済地解消を進めてまいります。

さらに、林業と建設業などとの連携による新たな雇用創出に積極的に取り組んでまいります。

次に、水産業関係では、持続的な漁業生産を推進するため、栽培漁業や資源管理型漁業などの推進による水産資源の回復、持続的利用を図るとともに、藻場造成や干潟域での覆砂などによる漁場環境の保全、改善に取り組んでまいります。

特に、市町及び漁業者と一体となった資源管理型漁業の推進による水産資源回復を初め、新たな養殖魚種の導入や赤潮対策の推進、さらには制度資金やセーフティネットの充実などによる漁家経営の安定化へ向けた取り組みを行ってまいります。

これらに加え、本県の多種多様な農林水産

品の販売拡大のため、国内外でのトップセールスによるPR活動や情報発信などに取り組むとともに、地域資源を生かした都市と農山漁村の交流や地産地消、食育、木育などの推進を引き続き行ってまいります。

以上が主な取り組みですが、具体的な施策や事業内容につきましては、後ほど各課長から御説明申し上げます。

続きまして、今議会に提出しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、一般会計補正予算と条例等案件1件及び報告案件4件でございます。

まず、補正予算につきましては、総額2億円余の増額補正となっており、当初予算及び4月の知事専決処分と合わせた補正後の一般会計総額は521億円余となっております。

補正予算の内容は、東日本大震災復旧支援事業として、技術職員の派遣に伴う経費や被災農地除塩支援のための経費を計上しております。

また、冬季の異常低温などの影響を受けた施設園芸農業者の資金借り入れに対する利子補給補助のほか、施設園芸農業者の省エネに対応した施設等の導入に対する助成や、森林整備促進及び林業等再生基金を活用し、森林整備に必要な作業道や林業施設などの整備に対する助成を行います。

加えて、全国豊かな海づくり大会を本県で開催するための準備として、実行委員会の運営経費などを計上しております。

次に、条例等案件でございますが、工事請負契約の変更について提案しております。

また、報告事項といたしまして、平成22年度一般会計に係る明許繰り越し及び事故繰り越しの報告、専決処分の報告及び地産地消の推進に関する施策の報告について提出しております。

以上が今回提案しております議案の概要でございますが、詳しくは担当課長から御説明

申し上げますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、その他報告事項といたしまして、国営川辺川土地改良事業(利水事業)について外2件について、担当課長から御説明申し上げます。

以上、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○国枝農林水産政策課長 お手元に配付いたしました資料のうち、分厚いもの、2点どめものが2冊ございます。そのうち、平成23年度主要事業及び新規事業と書いてございます資料につきまして、説明を進めさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、最初のページが1ページですけれども、農林水産部の機構図となっております。5局18課3課内室体制となっております。

次のページが、各課の担当事業の概要でございます。

それから、3ページへ行きます。

平成23年度当初予算の総括表でございます。

一般会計、特別会計合わせまして526億円余となっております。

4ページから5ページは、平成23年度予算の主要な施策について説明してございます。

平成23年度は、くまもとの夢4カ年戦略の仕上げの年となっております。これまでの施策を一層加速させるとともに、5ページの上の方ですけれども、1つ目としまして、新たなむらづくり、2つ目に、新エネルギーの農林水産業での活用検討、3番目に、地下水や草原などを守る取り組み、これらを今年度の新たな取り組み、3つの重点としまして展開いたしてまいります。

6ページから12ページまでは、各施策の一覧となっております。

次に、13ページをお願いいたします。

ここから、各課ごとの説明となつてまいります。資料、大部にわたりますので、主要なものをこの中から選んで説明させていただきます。

まず、農林水産政策課分でございますが、当課で試験研究機関を所管してございます。13ページは、農業研究センターの試験研究費でございます。

県産農産物の魅力を高める品種や技術の開発、地球温暖化や飼料、燃料等の価格高騰に対応する技術開発を行ってまいります。

14ページをお願いいたします。

14ページは、林業研究指導所の試験研究費でございます。

林業生産の効率化、森林環境の維持、増進、木材の加工利用、それから特用林産物に係る技術開発等を行ってまいります。

下の15ページでございますが、こちらは水産研究センターでございます。

赤潮対策のための貝類、藻類と魚類を複合養殖する技術開発、それから、下段ですけれども、ブリ、マダイなどについて、高度な冷凍、加工技術を開発する研究を行ってまいります。

当課からは以上でございます。

○吉田団体支援課長 団体支援課でございます。16ページをお願いいたします。

農林水産業制度資金についてでございます。

16ページ中段から17ページにかけて、農業、林業、水産業ごとに団体支援課が予算措置をしております資金の一覧を表示しております。

資金は、県が直接貸し付けるもの、利子補給をするもの、金融機関に貸し付けて、その原資として預託し、利用者に有利な資金として運用してもらうもの、その3つに分類されますが、その分類順で13本の資金を並べております。表には、資金ごとに、融資対象者、

資金の使途、限度額、利率を記載しております。

なお、これらの金融支援に係ります今年度の予算総額は25億3,000万円で、融資枠は162億円を予定いたしております。なお、これらの資金の昨年度の融資実績は91億円でございます。

これらの制度資金につきましては、取り扱いの金融機関等に対するPRに努め、農林水産業者の皆様のニーズに対応できるよう進めてまいりたいと思っております。

18ページをお願いいたします。

農林水産業関係団体指導・検査でございます。

団体支援課では、法律に基づきまして451の組合を所管いたしております。そのうち、主要な91組合に対しましては、定期的な検査を実施しておりますし、また、その他の組合も含めまして、運営、改善などの指導を随時行ってまいっているところでございます。

19ページをお願いいたします。

養殖共済(赤潮)関係ですけれども、養殖共済の加入促進緊急対策事業でございます。

これは、漁業者のセーフティネットであります漁業共済の中の養殖共済への加入を促進する事業でございます。

有明海、八代海では、昨年まで3年連続で赤潮が発生いたしました。その赤潮被害を補てんする養殖共済への加入を促進するため、来年度までの3年間、掛金の一部を補てんするものでございます。

具体的に申し上げますと、国が掛金の55%から75%を補助いたしますが、その10分の1に該当する額を関係市町と県とで折半して上乗せします。

これまで、各地で説明会を開催し、周知に努めてまいりましたけれども、今年度は、申し込み期限5月31日までの集計で、昨年度の3倍に当たります、共済金額で86億円余の申し込みがあったと報告がっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願
いたします。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興
課でございます。20ページをお願いします。

耕作放棄地の解消緊急対策事業でござい
ます。

耕作放棄地を放置しますと、非常に病虫害
の発生でございますとか、鳥獣被害の増加、
それと不法投棄の温床ともなりますので、非
常にこれを何とかしたいということで、4カ
年で取り組んでおります。再生作業を支援し
まして、耕作放棄地の解消を図る事業でござ
います。

耕作放棄地を農地に戻した場合には、促進
費の助成がございます。自分以外の農地であ
れば10アール当たり3万円、自分の所有地で
あれば2万円を支給ということになっており
ます。

21ページをお願いします。

次は、子どもたちによります耕作放棄地の
再生モデル事業でございます。

耕作放棄地を活用しまして、小中学生が農
業を行い、農業への理解を深めてもらい、自
分たちがつくったものは自分たちで食べて、
地域ぐるみの耕作放棄地の解消につなげてい
こうとするものでございます。

報道機関でもよく取り上げていただいてお
りまして、県民の皆様へのPR効果が非常に
大かと思っております。本年度は、県内各地
42カ所で取り組んでもらいたいと考えており
ます。

次、22ページをお願いします。

遊休農地活用イエロープロジェクト事業で
す。

菜種とか、レンゲとか、ヒマワリ、コスモ
スなどの景観作物作付を支援、補助すること
によりまして、遊休農地とか耕作放棄地の解
消を図りたいということでございます。

新幹線の開業年ということでありまして、

新幹線の沿線とか国道道沿いに植えていた
きまして、美しい農村景観の形成を図るもの
でございます。1反当たり1万円を支給し
て、何とか頑張ってもらいたいと思っていま
す。

次、23ページをお願いしたいと思いま
す。

農地の流動化推進事業と、下の方が、新規
事業で、農地次世代活用対策事業でござい
ます。

本当に農業をしたいという、こういった担
い手の方々に農地を集積する必要がございま
す。5年後、10年後は、今のままですと、非
常に虫食い状態の農地になっているかと思
います。ということで、こういった農地の集約
とか集積を急ぐ必要がございますので、こ
ういった事業を仕立てております。

農地流動化推進事業の方は、県の農業公社
の方が行います農地の売買と県内各地の13の
JAが行います農地の貸し借り、まあ貸し借
りというか、利用権設定を支援する事業で
ございます。

下の新規事業の方は、同じく農地の集約化
とか有効活用を進めるために、緊急雇用創出
基金を活用しまして、県内の農業委員会20カ
所に農地活用サポーターをつくりまして、農
業公社に委託する事業でございます。

以上が農地・農業振興課の事業でございま
す。よろしくお願いたします。

○浜田担い手・企業参入支援課長 担い手・
企業参入支援課でございます。資料24ペー
ジをお願いいたします。

担い手育成緊急支援事業でございます。

これは、農業の中核的な担い手として、認
定農業者あるいは地域営農組織、これを支援
する事業でございます。

事業内容に記載のとおり、県段階あるいは
市町村段階に担い手総合支援協議会を設けて
おりまして、ここを通じまして認定農業者の
確保、育成、あるいは経営改善、それから地

域営農組織の経営強化、これを支援していくこととしております。

25ページをお願いいたします。

担い手空白地域解消支援事業でございます。

これは、中山間地域を初め、担い手が将来不足される懸念があります所、これを対象にいたしまして、新たな地域営農組織の設立など、将来の担い手の確保を重点的に支援しようという事業でございます。

事業内容にありますとおり、集落の現状を踏まえながら、地域内での話し合いをベースにいたしまして、新規の組織の設立等々を中心に支援をしていきたいというふうに考えてございます。

26ページをお願いいたします。

がんばる新農業人支援事業でございます。

これは、新規就農者の確保、育成を図る事業でございます。

事業内容に記載しておりますとおり、最近の新規就農者の質の変化、これも踏まえつつ、県及び県農業公社内の新規就農支援センター、これが一体となりまして、就農相談から技術の習得あるいは就農の定着、こういった各段階において、切れ目のない支援を行うという事業でございます。

27ページをお願いいたします。

地域で育てる新農業人育成モデル事業でございます。これは新規事業でございます。

新規就農者の育成、確保には違いありませんが、これは、地域が主体となってそういった育成、確保をしていくモデルと申しますか、こういった仕組みづくりをしていこうという事業でございます。

事業内容にございますとおり、県内で3カ所程度のモデル地域を選定いたしまして、いろんな形での受け入れ主体、これを整備しながら、モデル的な仕組みづくりを構築していこうという事業でございます。

28ページをお願いいたします。

継続でございますが、くまもと農業経営塾でございます。

昨年度に引き続きまして、ゼミ講座あるいは公開講座等々を中心に実施してまいります。本県の将来の農業家のリーダー、これを育成しようというものでございます。

29ページをお願いいたします。

企業等の農業参入に対する支援でございます。

新たな農業担い手の確保あるいは地域振興に資するということをねらいといたしまして、一昨年から、地域との調和を大切にしながら、この企業の農業参入を進めてまいりました。

事業内容に記載しておりますとおり、相談体制の整備あるいは情報の発信、それから参入してきます企業に対する初期投資への支援、こういったものに加え、本年度から新たに、(4)と(5)でございますが、利子助成制度あるいは(5)の参入する企業に対する技術研修、これを農大で始めるということにいたしております。

30ページをお願いいたします。

30ページは、年度途中から事業化をしたものでございます。

東日本大震災を受けまして、被災農家に対する就業支援事業というのを立ち上げさせていただきました。被災農家が、これまでの農業技術を生かしながら、この熊本の地で当面の生活の安定を図っていただくという事業でございます。

事業内容にありますとおり、支援窓口を農業公社内に設置いたしますとともに、県が雇用経費を助成するという仕組みの中で、被災農家に就業機会を提供し、あるいは県内の受け入れ農家の経営の高度化、これも同時に図っていただくという事業でございます。なお、(3)にございますとおり、被災地からの移動費あるいは必要な住居の手当て、これもあわせて支援をするという仕組みでございます。

す。

なお、現時点で、まだこの制度の活用実績はありません。

担い手・企業参入支援課は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○板東流通企画課長 流通企画課でございます。資料は31ページからお願いいたします。

当課は、熊本の認知度向上、販売チャンネルの拡大、あるいは地産地消の推進、農商工連携による新商品の開発等の支援を行っているところでございます。

31ページの新規事業でございます。上段の地方卸売市場拠点支援事業は、拠点市場であります田崎市場と県内各市場との情報連携等を図る事業でございます。

下段の多彩で特徴あるくまもとの農林水産物販売拡大事業は、少数であっても魅力ある多くの品目の販路開拓につきまして、仲卸業者等を対象にして、販売あるいは流通面から体制をつくるための事業でございます。

32ページをお願いいたします。

先に、下段の量販店等連携農産物販売促進事業は、県内の主力品目につきまして、大都市の量販店で安定的に売り場を確保するため、農業団体と取り組む販売事業でございます。

また、33ページ上段の県産農林水産物輸出促進チャレンジ支援事業は、輸出拡大に取り組む団体への助成、あるいは輸出にチャレンジしようとする団体、法人に対するアドバイザーの派遣など、輸出の取り組みを支援する事業でございます。

これを含めまして、知事が国内外のセールスプロモーションを後押しする事業が、32ページ上段のくまもとの宝トップセールス事業でございます。

次に、33ページ、地産地消、農商工連携に関する事業は、下段のくまもとの地産地消総合対策事業でございます。

これは、推進県民条例の機運醸成を進めるホームページの運営あるいは地域の拠点となる直売所間の連携等を進める事業でございます。

34ページをお願いいたします。

農商工連携・地産地消促進事業は、農家に高い利益をもたらす農工商連携マッチング、あるいは農産物に付加価値を高める1次加工の推進、あるいは新商品の開発等を支援する事業でございます。

35ページをお願いいたします。

くまもとファン拡大事業は、県産物の認知度向上と販路拡大を行うために、1万1,000人を超えるサポーターに対する情報発信あるいは消費者に対して影響を持つ人を大使として委嘱し、ファンを拡大するための事業でございます。

以上、流通企画課の事業説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○原むらづくり課長 むらづくり課でございます。36ページをお願いいたします。

「農山漁村で夢プラン」作成支援事業でございます。

意欲ある農山漁村が、みずから集落の将来ビジョンを描きまして、みずから行動するための支援を市町村とともに行うものでございます。

予算といたしましては、企画振興部の新規事業地域づくり“夢チャレンジ”総合推進事業の一部として計上されております。集落の自立に向けた支援策を、関係部局と連携しながら支援を行ってまいります。

37ページをお願いいたします。

鳥獣被害対策でございます。

本年度から、施策を総合化させまして、むらづくり課が統括することになりました。

鳥獣被害を効果的に防止するには、被害防除、生息環境管理、有害鳥獣捕獲を一体的に実施することが重要と考えております。その

ため、先月には、自然保護課も含めました関係部局と連携強化をさせるために、プロジェクト会議も発足させました。

当課が所管いたします地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業でございますけれども、国の交付金事業と単県事業を組み合わせまして、ハードやソフト事業を実施し、あわせて地域ぐるみのモデル地区の実証及び専門家による重点指導を実施してまいります。住民と行政が一体となった地域ぐるみの対策を目指しております。

38ページをお願いいたします。

中山間地域等直接支払事業でございます。

条件の不利な中山間地域で、農業生産活動を行われている農業者の方々に對しまして、多面的機能を確保するという観点から、直接支払交付金を交付するものでございます。

当事業につきましては、平成12年度から継続しておりまして、地域にはなくてはならない事業になっております。

39ページをお願いいたします。

農地・水・環境保全向上対策事業でございます。

2つの大きな柱がありまして、1つは、共同活動支援でございます。地域ぐるみで農地や農業用水等の保全管理を行っている活動組織を支援するものでございます。もう一つは、共同活動を行う地域におきまして、農薬、化学肥料を5割以上削減する環境保全型農業を実践する活動組織にも、重ねて支援をいたしております。

当事業につきましては、本年度が平成19年度からの5年目の最終年でございます。来年度以降の継続を望む声も大きゅうございます。国に対しても、継続要望をしまいる所存でございます。

40ページをお願いいたします。

農地・水保全管理支払事業でございます。本年度からの新規事業でございます。

先ほど説明申し上げました中山間地域等直

接支払事業、農地・水・保全向上対策事業の共同活動のいずれかに取り組む地域や集落におきまして、老朽化したしました農業用水等の施設の長寿命化の補修、更新に對しまして、取り組みを支援するものでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員長 以上で経営局までの説明が終わりました。

ここで、一たん皆さん方からの御質問を受けたいと思います。御質問、御意見はございませんでしょうか。

○村上寅美委員 17ページの金融対策の問題だけど、これは、一般金融機関ね、農中ね、公庫、どこ、貸し出し先は。

○吉田団体支援課長 それぞれの融資を一覧にしておりまして、基本的には農協や市中銀行ですけども、政策金融公庫に対する利子の上乗せとかいうのもございまして、それぞれちょっとパターンがございまして、どこということでは——全部……

○村上寅美委員 一般市中銀行も入るわけ。

○吉田団体支援課長 そうです。

○村上寅美委員 入るわけね。

○吉田団体支援課長 入る部分も当然でございます。

○村上寅美委員 これは養殖漁協としてあるから、養殖漁協なら、当然内水面も入るんだろうな。

○吉田団体支援課長 今委員御指摘なのは、一番最後の漁業振興貸付金で、貸付限度額の養殖漁協4億円というところではないかとい

うことで受けとめておりますけれども、この漁業振興貸付金は県の単独の事業でございまして、県の海水養殖漁協と県漁連の2つの協同組合に対します経営、ここに書いています経営資金と共販資金を……

○村上寅美委員 そぎゃんとは聞いとらぬ。

○吉田団体支援課長 貸し付けるものです。

○村上寅美委員 内水面の養殖が入るか入らぬかを僕は聞いとる。入っとらぬだろうが、これ。何で入れないの、内水面は。そして、県の単独と言いよるが。国なら国に行つて話ばしようと思ったけど、県の単独と言うから。よか、もう答えがでけぬなら、これはもう……

○池田和貴委員長 よろしいですか。

○村上寅美委員 今でけぬならでけぬでよか。

○吉田団体支援課長 この資金につきましては、海水の養殖を対象とするということで……

○村上寅美委員 だから、そう書いてあるから、何で内水面は入ってないのかと聞きよるとたい。理由ば教えてくれ。それが1点。もうよか、答えを持たぬならそれでええ。

それと、もういっちょ、21ページ……

○池田和貴委員長 じゃあ、後で説明をしてください。

○村上寅美委員 ちゃんとしてくれ。

それから、21ページに、子供に対しての荒廃地なんかのあれがしてあるけど、これは林業が入っとらぬですね。これも、何で入って

ないの、林業。

今、台風でいろいろされて、子供たちが阿蘇とかいろんところで植林を手伝ってやっているのに、畑は荒れるといかぬばってん、山は荒れてよかつかなという素朴な問題。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

林業関係といいますか、森林関係に关しますNPOだとか、小学校だとか、いろんな活動に対する支援につきましては、水とみどりの森づくり税を活用した水とみどりの森づくり事業がございまして、例えば小学校でそういう取り組みをやられる場合だとかという助成は、そちらの方で対応はさせていただいているところでございます。

○村上寅美委員 わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございせんか。

○鬼海洋一委員 担い手・企業参入支援課。久しぶりにこの委員会に参加をして、ちょっと聞いておきたいことがありますので……

○池田和貴委員長 済みません、何ページになりますでしょうか。

○鬼海洋一委員 24ページ。認定農業者の現状と、それから、平均年齢はどれくらいになるんでしょうか。

この予算が8,252万円計上されておりますけれども、どういうことを重点施策目標として取り組んでいるのかということを説明いただきたいと思います。

○浜田担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

認定農業者の現状からまず申し上げます。現在、県内の認定農業者数、1万1,057経

営体でございます。実は、昨年が1万1,412ございましたので、昨年をピークとして、若干減少という中でございます。

そうした中で、平均年齢というお話が今出ましたけれども、直近のセンサスで申し上げますと、基幹的農業従事者の平均年齢といえますのは62.9歳でございます。これは、一応全国的には2番目に若い数字でございますが、御多分に漏れず高齢化は進んでいるという現状意識を持っております。

こうした中で、認定農業者はどうしていくかという話でございますが、県としては、先ほども申し上げましたとおり、認定農業者及び地域営農組織、これを中核的な農業の担い手と位置づけて、これは単県事業も打ち込みながら支援を続けております。

そうした中で、認定農業者については、なかなか経営改善の芽が出にくいという今の情勢の中にごございますので、経営力のアップ、これを重点的に支援するとともに、また、認定農業者の数自体の確保、こういったものも進めていきたいというふうに思っています。

具体的には、県内に今1万6,300おります主業農家、これを認定農業者に移動といえますか、誘導していきたい、こういった考えをベースに事業を進めているところでございます。

○鬼海洋一委員 今紹介がありましたように、全体として微減傾向にあるんですね。特に、認定農家を中心にして、これからの農業の担い手育成をやっていききたいという、つまり戦略の中での取り組みだというふうに思うんですが、認定農業者そのものが、最近の状況を見ても、地域の担い手として存在できるようなそういう内容になっているかどうかということについて、かなり多くの疑問が寄せられている中ですが、その辺の状況を分析しながら、具体的にどうしていくかというような検討をされているんでしょう

か。

○浜田担い手・企業参入支援課長 実は、認定農業者については、この認定を受けて、中間年に、その経営状況の調査をしております。こうした中で、自分で立てた経営改善計画、この達成状況がいかげなものかというアンケートもとっております、おおむね6割程度はやや改善したという以上の成果であります、依然として4割については、経営計画、なかなかうまくいかないという認識を持たれているようでございます。

○鬼海洋一委員 そういうことなんですね。認定農業者という、極めてレベルの高い層です、ここは。しかし、そのレベルの高い層そのものが、最近ちょっと水増しではないかという、これまでつくられてきた経緯の中でそういう批判もあるところですが、実際問題として、この担い手の中心的存在に今なり得ていない状況がかなり構造的に出てきているという問題については、どうこれから取り組んでいくかということは、非常に大きな課題ではないかというふうに思っておりますので、ぜひ中身を分析していただいて、その具体的な対応についても、もう少しきめの細かい方針に基づく地域との対応をやっていただきたいということを意見として申し上げておきたいと思っております。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 鬼海委員の話とも重複するんですが、ずっと先ほどの話の中でやっぱり気になるのは、担い手だとか、認定農業者だとか、例えばむらづくりだとか、いずれにしろ農業を根幹的に守っていく、農業従事者を確保する、耕作放棄地を減らしていく、とにかく今ある現在の農地を活用することで、いろんな分野でこうやって政策

をずっとやってきている。それは、食糧自給率を高める、また農地はいわゆる多面的機能があるから大事だと、これは、全部お互いこうやって認識も我々もしているし、皆さんもそれで取り組んでいると思います。

きょう、ちょうど農業白書という新聞をちょっと見させていただいて、熊本の農業従事者の平均は64歳とか、広島とかなんとかは70歳とか、えらい高いというような部分があったんですけども、例えば認定農業者は若いというふうに言われましたけれども、全体的には65歳ぐらいだと私は大体認識しています。あと5年後ぐらいしたら70歳になって、一遍に農業をやりたいくてもやれないような人たちになってしまうと、そのときは、急下降で、気持ちはあっても体が動かない、もうつくることができない、大変な面積で農業を捨てざるを得ないような状況になるという、そういうシミュレーションといますか、そういうことを防ぐためにこつこつとやっているんですけども、この5年ぐらいで、例えば農業の、農地といますか、従事者も含めて、どのぐらい減少していく——現実には、いろんな対策を打っても、こういう厳しい面はあるという、その辺の想定はどうかということをちょっと、もし考えてあれば教えていただきたいと思います。

○浜田担い手・企業参入支援課長 担い手の将来予測でございますが、実は、直近のセンサスと前回のセンサスをまず申し上げますが、主業農家をベースといたしますと——主に農業で食っている農家という意味ですが、前回のセンサスですと、1万9,900の主業農家がありました。今回、直近でいきますと1万6,300。これは、減少率でいきますと、18%減少しております。さらに、今回、担い手の方で将来の5年後の予測をしましたところ、1万4,000ちょっとまで下がるのではないかとこの予測のもとに、今施策の展開の前

提としているところでございます。

ちなみに申し上げますと、今回、県の方で経営基盤強化の基本構想を策定いたしました。この中で、5年後を、総農家戸数の減少、あるいは認定農業者数も主業農家も減少する中で、今申し上げましたように、委員から御指摘がありましたとおりに、認定農業者については、この主業農家からの移行の率を非常に高めまして、認定農業者の数自体はふやしていきたいあるいは質も高めていきたいという展望を持っているというところでございます。その中で、農地の集積もやはり進めていきたいという展望を一応持っております。

○城下広作委員 ですから、最終的には、ある程度農地の面積を確保するという前提であるなら、やれる人がやっぱり変わっていかなくちゃいけない。そうすると、個人だったらなかなか難しい。そうすると、比較的若くて、機動力があり、機械を持っているような人がたくさん、手広くそれをカバーするという方法が大きく考えられるのかなというのと、例えばむらづくり、じゃあ村の機能をなくしちゃいけないというところは、小さい、条件が悪いところでも、村の機能、人を居住させるという意味では採算がとれないけど、それをどう残すか。まあ、採算はないけど、お金を投入してでも守るといって、めり張りをつけていかないと、全部あれをやります、これをやりますだったら、トータル的にはこれはかなり難しいような話になって、やっぱり、残す部分はどこだということで広域化、大型化とかいう形をしながら、小さいところは村の存続を考えながら、小さくても採算が合わなくても支援という形で、社会全体を、基盤を守るという意味での守り方をやらないかぬのかなという、こういう大きな考えでやらないと、農業という問題は、もう何か同じようにいっしょくたんに全部をやってばらまいてい

けばいいという時代は、ちょっとこれは厳しいのかなと、というようなそういう大きな政策を農業では論議したいなと、聞きたいなと思っているんです。

○梅本経営局長 経営局長の梅本でございます。

今先生方からいろいろ御議論いただいている点、農村にありますいろんな資源と申しますか、認定農業者や、それから人、それから土地、そういったものをやはり最大限に利用して農業の再生をしなくちゃいけない、こういった視点で経営局が設けられております。

私のところに、農地の政策、それから担い手の政策、それから農家のお話がたくさんあっておりますけれども、地域営農組織をやはりきちっと再生していく、そういった仕事を一括して経営局で担当することができるようになっております。

また、今ちょっとお触れがありました、むらづくり課というのを新たにことしからつくっております。今後、5年、10年するともう村がなくなってしまうという危機感がございまして、これは農業の崩壊ということを阻止しなくちゃいけない、そういう意味で、ここでむらづくり課をつくって、みんなで農業を支えていく、そして共同作業、共同で営農をしていく、そういった取り組みをしていく、そういったものを総合的に経営局で取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○城下広作委員 まあ、そういう感じの部分で、ひとしく農業の面積で反当たり幾らかという、絶対的にもうこれは合わないというのはわかっているから、残すところは残す、しかし、投資をしないと残せないという考えを持つ、また、大きいところは、もう本当にまちまつくらないで、大型でやっぱりだれかが大きく管理するというようなシフトといい

ますか、そういう視点をしっかり考えていたきたいと、しっかり要望しておきます。

○村上寅美委員 僕は、先生のとちょっと関連質問だけれど、結局少子化が間違いないということだから、農業を営む、営まないにかかわらず、また営む人間の農家人口でもいいけれど、そこで担い手というのは数が限られてくるでしょう。今先生が言われた、5年後はどの程度のパイになるかということ、そういうのを考えていかないと、政策だけちゃんをつくっても、だれがするのかといった場合、人がいなきゃどうしようもないでしょう。

だから、その辺を協業化——うちの白浜が日本で最初にやって成功しているけど。だから、協業化を僕は推進すべきだと。基盤整備も推進する。今の民主党じゃできぬけど、基盤整備もしてもらわないと。今先生が言われたように、コストでは、農林漁業は、水産も含めて、合いません、日本では。それはわかるとるから、あなたたちが一番頭のいいところでわかっているけど、だれがするのか。例えば、株式会社だって一緒ですよ。農業参入というけど、だれがするの。東京とか九電とかが来てするの、農業を、本当に。やっぱりセットでしょうが。あの人たちに、やっぱり資本は出してもらって、そして地域振興をしてもらう、その中の農業をしてもらうとかいう形で、どれだけになるのかという質問だから、私も関連するんだけど、担い手の分野がどういうふうに変化していくのか。ふえてはいかぬだろう。その辺はアバウトでいいから。せっかく質問したから。わからないなら、もう後でいいから。

○浜田担い手・企業参入支援課長 認定農業者の5年後の推計としては1万4,600、およそ2,000戸減少するというふうに見込んでおります。現在が1万6,300戸ですから、これが1万4,600ぐらいに減るのではないかと。

5年後ですね。

○村上寅美委員 1万4,600、これは、予想は出とるわけだね。

○浜田担い手・企業参入支援課長 推計です、あくまで。

○村上寅美委員 推計でいいんだよ。だから、これを担い手として、基盤整備、協業、これでない、個人個人じゃできないと思うんだ。

だから、私が一つ言いたいのは、JAをかませないと、個人だけで集落でやろうとしたってなかなかまとまらない。貸し借りの中で、なかなかまとまらぬ。だから、ぜひ組織的なJAあたりを県が主導して、そして、JAでこの集落とか基盤整備とか、とにかくこれを積極的に、具体的にやっていくしかないと思うんだけどな。

○梅本経営局長 地域の担い手対策としては、個人の農家の担い手と、それから地域の協業組織であります地域営農組織、この2本立てで柱をきちっと立てましてやりたいと思っております。

協業組織は、現在300程度あるんですけども、例えば10年後にはこれを倍増するような目標を持って、そして、そこでみんなで農業を支えていくといった点に重点的に取り組みたいと思っております。

○中村博生委員 私も関連なんですけど、この担い手の問題、本当にどこの地域も大きな問題だと思いますよね。育成、育成はわかるんですけど、国の方針として、企業参入してそれを補おうかという方針なんです。その辺を確認させてください。

○浜田担い手・企業参入支援課長 担い手・

企業参入支援課でございます。

企業参入あるいは企業の参入で担い手を補おうという国の全面的な施策の方向が出ているわけではありません。国の新しい計画にも掲げられておりますとおり、多様な担い手とともに、地域営農組織、国で言う集落営農組織ですが、この大切さ並びに認定農業者制度の活用、これは依然としてうたわれておりますので、それについては従来どおり進めていけるものというふうに考えております。

○中村博生委員 この間、地元の総代会がありましたけれども、それ以前の段階で、小組合というのがそれぞれあるじゃないですか。一番農家が多いところ、そして後継者もある程度おるところでも、この小組合にかたるところが半分ぐらいに減ってきておるといふこと、これはどこでも一緒だと思いますけれども、そういった状況の中で、本当に県としてはいろんな施策で頑張っていたいと思うんですが、何かの形で——やっぱり後継者というのは、作物の値段なんですよ。価格が高く売れさえすれば、後継者は残るわけなんですよ。その辺をやっぱりぴしゃっとした形に打ち出した方が私はいいような気がしますけれども、これは国との、農水省との絡みもあつとでしようが、まあ考えてはありますけれども、その辺をやっぱりじっくりというよりも、早急に何らかの形で持っていかなと、熊本の農業というのも、日本もそうでしょうけれども、全体もそうでしょうけれども、という思いがしております。

それと、37ページの地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業ですか、新規でありますけれども、これはことしから始まつとでしようが、モデル地区が4カ所となっております。そして、整備事業として20地区と書いてありますけれども、これはわかれば教えてもらえんですか。

○池田和貴委員長 あわせて、これについては、なかなか要望したけど、非常に厳しいという声が地域から出ております。そういった国の予算がどうなっているのか。あと、地域からの要望が幾ら上がって、どれぐらいできるのか、そういったこともあわせて説明をお願いします。

○原むらづくり課長 むらづくり課でございます。

まず、中村委員の御質問でございますけれども、モデル地区につきましては、今選定中でございます。各振興局から要望をとりまして、モデル地区を選定いたして実施する段階でございますので、今はまだ決まっておりません。

○中村博生委員 4カ所を予定するという意味ですか、これは。

○原むらづくり課長 予定しております。

○中村博生委員 そうすると、25年まで、順次こういった形でしていくと。

○原むらづくり課長 モデル地区につきましては、今年度と来年度、4地区4地区の8地区を予定いたしております。

○中村博生委員 そして、実証するようなことになっていきますけれども、この後はどやんなるですか。

○原むらづくり課長 モデル地区につきましては、モデル地区で、先ほど最初に申しましたように、いわゆる防除だけじゃなくて、環境整備、いわゆる鳥獣がそこをすみかとしなようなあるいは残渣をそこに残さないような、そういった集落ごとに自分たちで考えて進めてもらうということでモデル地区という

のを選定いたしまして、それが効果があればよそに波及させるという考えでございます。

○中村博生委員 もう一ついいですか。また原さんばってんが、この農地・水ですたいね……

○池田和貴委員長 ちょっと待ってください。その前に、予算の関係の説明をちょっとお願いします。

○原むらづくり課長 委員長の御質問でございますけれども、今年度、要望は全部で8億ございました。そして、国から内報がありましたのが2億7,000万と。確かに、全然要望額には達しておりません。現在、九州農政局に確認いたしましたところ、今年度追加の予定はないということで、現在、県といたしましては、来年度に向けまして要望活動を進めてまいるといふ所存でございます。

○池田和貴委員長 わかりました。

○中村博生委員 39ページと40ページの農地・水ですね。向上活動とあれは分かれとつとですが、40ページは中山間地に適用するのですかね、これは。

○原むらづくり課長 40ページの農地・水保全管理支払事業、この向上活動につきましては、中山間地域の直接支払事業か、農地・水保全向上対策の共同事業か、いずれか取り組む地域という、普通言います1階、2階という関係でございますけれども、中山間地域に限定しているわけではございません。

○中村博生委員 それならば、この向上活動支援で老朽化した水路とかをすることでしょけれども、農業農村整備事業では、その部分をこっちでしてくれという意味合いになつと

ですか。大きい部分と小さい部分があるばつてん。

○原むらづくり課長 この保全管理支払事業につきましては、現在ある施設の長寿命化というものでございますので、普通で言う土地改良事業、農業農村整備事業で新しくつくる分についてはできないということになります。

○中村博生委員 それはもうわかっつとつてすけど。

○原むらづくり課長 ですので、例えば導水路のときに——水路はございますので、導水路にライニングすることはよろしゅうございます。

○中村博生委員 それはできるの。

○原むらづくり課長 はい、できます。新しく水路をつくるというか、導水路じゃないところをわざわざ掘ってからつくることはできません。

○中村博生委員 今、補修でするじゃないですか、用水とかいろいろ。これは水利施設も含んだ意味でのあれでしょうけれども、そういう部分は、これは限度額は幾らかあつとつてすか。

○原むらづくり課長 これにつきましては、限度額というのは特別ございません。ただし、これは反当たり、水田で申しますと4,400円。だから、4,400円掛けることの面積ですね。それをしたのが上限でございます。そして、単年度精算でございますので、もしもそれで足りない分につきましては、まあはっきり申しますと、地元で負担していただくということになります。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○鬼海洋一委員 議事の進行の面でちょっと委員長にお尋ねしますけれども、後の方との関連があるものがございしますが、それは後でまたさかのぼって質問するということでよかですかね。

○池田和貴委員長 はい。

○鬼海洋一委員 じゃあ、まず1点だけ。これは団体支援課の仕事になるんでしょうか。

特に、金融についても、それから、さまざまな事業展開についても、JAと一体的に取り組むと。まさに今熊本農業の将来については、ある意味でJAとの運命共同体的な、そういう構造になっているというふうに思うんですね。

そこで、特に最近のJAの経営状況を見ておきますと、販売高が相当、まあ過去の経過の中で激減しているという状況等が出てきているわけですが、そこで団体支援課として、このJAの現状についてはどのように認識されているのかということについて、少しお聞かせいただきたいと思います。

○吉田団体支援課長 団体支援課では、県内の農協、いわゆる総合農協というものにつきまして、定期的な検査、指導をいたしております。今、14総合農協、いわゆるJAがございしますが、その14の総合農協につきましては、現在、1つの農協だけが当期で赤字を出しているという農協がございします。それ以外は、今のところ黒字ということでございします。

ただ、委員御指摘のとおり、組合員数——準組合員はふえておりますけれども、組合員数の減少に伴います各種販売高等が減少して

おりまして、必ずしも財務状況がいいということではないというふうに承知しております。

それぞれのJAでさまざまな状況があると思いますけれども、指導機関であります中央会等と協議をしながら、財務状況等の改善という意味では、できる限り今後検討しながらやっていきたいというふうに思います。

○鬼海洋一委員 なぜこの問題を出したかといいますと、特に農業信用基金協会の問題だとか、基金の現状だとか、さまざまな分野で、私も20数年ぐらい前からこの問題の研究をしてきた一人ですけれども、多少、多少というか、かなり問題が出てきているんじゃないかというふうに思っています。

今ここで言わなくていいですから、後でその資料等について私の方に出していただきますと、またさらに勉強したいというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

○吉田団体支援課長 関係資料を取りそろえて御報告したいと思います。

○鬼海洋一委員 これは決して農業の分野だけではなくて、何日か前の新聞に出ておりましたように、漁業もそうですよね。あるいは林業についても同じような状況になってきているんじゃないかというふうに思いますので、またそのことについては個別に、資料提供についてもお願いしておきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いしておきたいと思っております。

○池田和貴委員長 じゃあ、皆さんよろしく申し上げます。

○田代国広委員 中村先生と一緒に、鳥獣防止についてですが、37ページ。

新規とありますが、もう以前から鳥獣防止についてはずっと取り組んできたわけですが、最近、ネックと申しますか、言われておるのが、狩猟する方々の高齢化ですか、あわせてその人数の減少が今一つネックとなっていると言われておりますし、したがって、そういった方々への対応、人材確保といえますか、それについてはどういった考えを持っておられるのかが1点と、わなですね。ここにわなの導入と書いてありますが、わなの導入についてはどういった具体的な考えを持っておられるのかが2点目。

もう一点は、3億8,000万という膨大な公費を使うわけですが、これによって、成果として、前年対比か一昨年対比か知りませんが、それに対してどれくらいの防止を考えておられるのか。例えば、昨年が5億円被害があったとした場合、それを幾らか下げるとか、そういった目標は考えておられるのかについてとりあえず。

それと、もう一つは、次のページの中山間地域のことですが、直接支払い、これも19億以上のお金を使うんですけれども、ここに書いてありますように、私も、やはり中山間地域の現状と申しますか、農地なり集落、これはやっぱり絶対守っていかなければならないというふうに思っております。

この中山間地域が疲弊していくと、いわゆる限界集落になっていくであろうし、ひいては自然が破壊されて、本当に惨めな形になっていくわけありますから、何としても中山間地域というのを守っていかなければならないと思っております。

その一環として、今こういった施策が行われているというふうに理解するわけなんですけど、これだけのお金を使って中山間地域を守ろうとしているわけですが、その効果と申しますか、あるいは今後の課題、そういったものについてはどういった認識を持っておられますか。

○原むらづくり課長 まず最初のは、鳥獣被害に関してですけれども、狩猟者の減少に対してどういうことをやっているのかという話でございますが、狩猟者が減っていることは重々承知いたしております。

その1つの原因として、高齢化というのがありまして、狩猟免許の取得がなかなか進まないことがございます。それで、狩猟免許の取得に対しまして、例えば講習会、研修会の方を、今までは2日かかりだったのを1日に短縮するとか、そういったことで免許取得者の向上、増大を考えております。

そして、わなの導入につきましては、ハード事業とソフト事業という2つの対策の方法があるかと思えます。わなにつきましては、ソフト事業の中でわなの設置あるいはわな設置の講習会、そちらの方を進めてまいる所存でございます。

3つ目の3億7,000万、こういう予算を組んでどれくらい効果があるのかというお話でございますけれども、21年度の被害額は7億円でございます。実際、その額が、いわゆる3億7,000万投じてどのくらい減るかというのは、はっきり申しまして非常に——試算できないんじゃないかと思っております。

それと、中山間地域の直接支払いについてでございますけれども、中山間直接支払事業、平成12年から進めております。1期、2期、3期、ことし3期目になっておりますけれども、中山間直接支払事業の一つの大きなポイントは、内発的な、いわゆる自分たちで自発的に物事を進めることができるということでございます。

実際的にアンケートとかとってまいりますと、一番大きな反響といたしましては、今まで寄り合いが少なかったと、それが寄り合いの回数がふえたということで、これは農地・水の活動と一緒にすけれども、そういった地域コミュニティの醸成というのが非常に大

きいというふうな反響が出ておりますので、それが一番の効果じゃないかと思っております。

○田代国広委員 鳥獣から言いますが、もう少し具体的なことを将来考えていると思っていたんですよ。実はなぜこれを言うたかという、先般、山口県で新聞にこの記事が載っております。山口県は、目標率をイノシシ1万5,000頭か……

○池田和貴委員長 捕獲頭数ということですか。

○田代国広委員 シカが何頭とか、猿が300頭とか、そういった目標値を出しておるんです。そして、わなも——わなの場合はソフトといたしますが、わなをつくるのに補助したり、あるいはつくって貸し出したりするわけですよ。そして、狩猟の方には、自衛隊、県庁OBとか、警察OB、そういった方々に補助なりしながら、狩猟の免許を取るような施策をやっているんです。そういった施策をやって、総合的にやってみて目標値1万5,000頭とか、猿が何百頭とか、そういった数値を出して、それによって前年対比5億円未満の被害に抑えるんだというような目標を出している。

ですから、これだけのお金を使うわけですから、やっぱり前年対比、幾ら下げると、これを下げるためにはこういったことをやるんだと、そういった目標を作成して、それに向かってやっぱり努力して成果を出すのが必要だと思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

○原むらづくり課長 わかりました。

○池田和貴委員長 じゃあ、他県の状況も調べて、少し考えてみてください。

ほかにございませつか。

○橋口海平委員 33ページのくまもとの地産地消総合対策事業なんですけれども、ホームページを活用した情報提供機能とあるんですが、ホームページの1日のアクセス数ってどれぐらいなんですか。

○板東流通企画課長 昨年1年間のアクセス数が55万5,000件になっております。

○橋口海平委員 ホームページを見る限りで、何かあんまり魅力が感じられないと思っております。何かやはり変更した方がいいのではないかなと、そのように思っております。意見です。

○板東流通企画課長 わかりました。内容の充実については、随時詰めてまいりたいと思っております。また、ことし頑張つてまいります。

○池田和貴委員長 ほかにございませつか。——ないようであれば、ここで一たん休憩をとりたいと思つたす。5分間休憩をとらせていただきたいと思つたす。その後、生産局、農村振興局の方からの説明をお願いしたいと思つたす。

それでは、5分間休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時16分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開したいと思つたす。

先ほど申し上げましたが、生産局、農村振興局の説明を受けたいと思つたす。

松尾農業技術課長から田上農地整備課長まで説明をした後、後で質疑を受けたいと思つたすので、よろしくお願ひを申し上げたいと思つたす。

○松尾農業技術課長 お手元の資料、41ページをお願いいたします。

まず、協同農業普及事業でございますけれども、これは、農業改良助長法に基づきまして、本庁及び地域振興局等に198名の普及職員を配置しております。こういった人たちの現場に密着した農業技術あるいは経営指導のほか、調査研究、資質の向上等に取り組むものでございませつか。

それから、下の段の普及指導活動支援促進事業につきましては、緊急雇用創出基金を活用しまして、農業の専門知識を有する失業者等を雇用しまして、効果的な普及活動が展開できますよう、営農台帳等の整備を行うものでございませつか。

次、42ページをお願いいたします。

くまもとグリーン農業総合推進事業でございます。

本県では、土づくりを基本に、化学肥料や化学農薬を削減するなど、熊本の地下水あるいは自然環境に優しい農業をくまもとグリーン農業と整理しておりますけれども、本年度からこの取り組みを拡大してまいりたいというふうにおつたす。

2の事業内容に書いてございませつかように、エコファーマーですとか、熊本独自の認証制度有作くんを初め、化学肥料や農薬の削減に取り組みませつか農業者をふやませつかとともに、新たに、2の(3)に記載しておりますけれども、グリーン農業を流通あるいは消費につけていくために、消費者や量販店など幅広い分野の方々と連携しまして、県民運動として展開してまいりたいというふうにおつたす。

43ページをお願いいたします。

県認証制度等のさらなる周知強化学業でございますけれども、これは、安全、安心な農林水産物づくりを推進させつかために、本県独自に設けております3つの認証制度、熊本型特別栽培農産物の有作くん、それから、くま

もと産原木栽培しいたけ、それと熊本県適正養殖業者認証制度につきまして、統一のロゴマークを使って量販店等での販売促進活動ですとか、制度の周知強化等を図るものでございます。

次に、44ページでございます。

下の段、農薬適正使用総合推進事業でございますけれども、これは、農家に農薬の適正使用を助言します推進員等を対象とした講習会の開催あるいは生産段階の残留農薬の分析等を通じまして、農薬の適正使用と県産農産物の安全確保に努めるものでございます。

また、使用可能な農薬が限られておりますマイナーな作物につきましては、メーカー等と連携しながら、農薬の登録を拡大する試験に取り組むこととしております。

45ページをお願いいたします。

地域資源(宝)活用支援事業でございますけれども、農業、農村の活性化を図るために、規格外の農産物など、地域に眠っております資源を活用して、新たな特産品や加工品などの試作、開発を行う取り組みを支援する補助事業及び県の推進事業でございます。

農業技術課は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○本田農産課長 農産課でございます。46ページをお願いいたします。

農業者戸別所得補償制度推進事業につきましては、昨年度からの米に加えまして、本年度から麦、大豆、ソバ等を対象に加えまして、本格実施となりました戸別所得補償制度の円滑な実施のために、県及び地域段階の推進事務費を支援するものでございます。

下段の魅力あるくまもと茶づくり支援事業につきましては、茶の品質向上のための茶園更新を支援いたしますとともに、県産茶の販路開拓のために、航空機内でのお茶の提供やPR活動を行うものでございます。

47ページをお願いいたします。

くまもと畳表価格安定対策事業につきましては、国の畳表価格安定制度に対する県の上乗せを行うものでございます。

下段の生産総合事業につきましては、県産農産物の競争力強化に向けました力強い生産供給体制を確立するため、施設整備等を総合的に実施するものでございます。

48ページをお願いいたします。

非主食用米総合推進事業ですが、昨年度に引き続き、米粉用米、飼料用米など、非主食用米の振興のため、低コスト・パイロットモデル地区における生産技術の定着や米粉の需要拡大対策など、生産から流通までの取り組みを一体的に実施、支援するものでございます。

49ページをお願いいたします。

県産米粉パン地産地消促進事業は、小中学校の児童生徒から好評を得ております県産米粉パンの学校給食における普及、定着を促進するための事業でございます。

次に、50ページをお願いいたします。

くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業ですが、畜産課との連携によりまして、畜産飼料の自給率向上と安定供給並びに水田の有効利用を図るため、飼料用米の低コスト生産団地の育成及び稲わら、堆肥、飼料等の供給を通じました広域的な構築連携の推進、並びにそこで生産されます畜産物の認知度向上や消費拡大等を進めるなど、生産から流通、消費にわたります取り組みを一体的に実施するものでございます。

51ページをお願いいたします。

くまもと米トップグレード総合推進事業につきましては、食味にすぐれたトップグレード米のブランドを確立するため、米のたんぱく質含有量によります仕分けや出荷体制の整備を行いますとともに、県産米の中国等への輸出を支援するものでございます。

下段の熊本土土地利用型農業緊急支援事業ですが、戸別所得補償制度などを活用しながら

ら、本県の水田土地利用型農業の振興を図りますため、昨年度策定いたしました熊本県土地利用型農業基本方針に基づきまして、各地域の実態に沿った機械、施設の再編整備、生産組織の育成等を進めるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○野口園芸課長 園芸課でございます。52ページをお願いいたします。

野菜価格安定対策事業につきましては、野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者に対して価格差補給金を交付するため、資金を造成する事業でございます。22年度の交付金額は、概算で9億3,000万円ということになっております。

次のページをお願いいたします。

くまもと稼げる園芸産地育成対策事業につきましては、気候温暖化や燃油、資材等の高騰などの状況下にあります園芸産地の維持、発展を図るため、生産施設、機械、基盤整備等、国庫補助事業で対応できないものに対する経費の補助でございます。

次、お願いいたします。

54ページ、くまもとリーディング野菜確立支援事業です。

これは、生産量日本一を誇ります県産のトマトにつきまして、高糖度トマト等の生産力、販売力を高めるための取り組みに対する補助でございます。

八代にレンタルで糖度センサーを置いて進めております。これによりまして、トマトイコール熊本というイメージの定着を目指すものでございます。

次のページをお願いいたします。

55ページ、上段の新規の木質バイオマス加温機実証実験事業でございます。

昨年度、県内2カ所で製材所の端材のペレットを用いて現地実証試験を実施いたしました。加温機の能力あるいは作物の生育には問

題がないということが確認をされました。

今年度は、林地残材を原料としたペレットを利用して、引き続き現地実証を行い、燃焼灰の処理を含めて、導入に向けた検証を行ってまいります。

下段に参ります。

くまもとオリジナル園芸品目戦略的推進事業につきましては、県が育成いたしましたオリジナル品種を安定的に供給する取り組みと出荷体制づくりを支援するものでございます。

具体的には、事業内容(1)にありますイチゴ「ひのしずく」について、全国に通用するトップグレード品としてのセンサー販売対策の支援をするものでございます。

また、新たに農研センターで育成されました花のカラー、熊本の豊かな水をイメージさせる花ということで、その花の産地化に向けて、現地の試作展示圃を設置するものでございます。

次のページをお願いいたします。

魅力あるくまもとブランド園芸産品づくり推進事業につきましては、くまもとブランドの産品づくりを進めるものでございます。

くまもとイチ押しブランドとなり得るものとして、下段から3～4行目の施行箇所のところにあります、これまで、とろけるみかん、お中元用デコポン、ナシ「秀麗」というものに取り組んでまいりました。本年度から、新たにクリの「ぼろたん」、そして花のトルコギキョウにつきましても、トップグレード化の取り組みを開始いたします。

少し説明いたしますと、クリでは、これまで日本グリにない、渋皮がむける新品種の「ぼろたん」の試験販売を開始する予定でございます。トルコギキョウでは、圃場での芽摘みという新技術で大輪化を図った上で、鮮度保持剤を利用しまして日持ちを向上させて、トップグレードのくまもとトルコギキョウの周年期出荷を進めるものでございます。

最後に、57ページ、くまもとの果物・花の品質・生産力維持支援事業につきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業を利用した事業でございます。

高齢化が進む中で、労力と技術を要する果樹の剪定作業でありますとか、花の作業等が任せられる人材を育成いたしまして、農作業受託のできる組織体制及び雇用システムづくりを行うものでございます。県内2カ所で行います。

園芸課は以上です。

○平山畜産課長 畜産課でございます。58ページをお願いします。

家畜畜産物価格安定対策事業は、生産者の経営安定を図るためのものでございます。

肉用牛、豚肉、鶏卵の価格変動によって生産者の損失が生じた場合、国、県、生産者が拠出した基金から損失の一部を補てんするものでございます。

59ページをお願いします。

熊本県食肉輸出促進対策事業は、熊本畜産流通センターの施設整備を助成するものでございます。

平成21年度から輸出対応型施設を整備しておりますが、輸出対応型施設では、経産牛から出る乳汁が汚染物質扱いとなりますので、経産牛の屠畜ができませんので、輸出対応基準を満たすための施設整備を行うものでございます。

60ページをお願いいたします。

同じく、畜産物輸出体制モデル整備事業でございますけれども、HACCPを導入することにより、高度な衛生管理体制を構築するものでございます。

61ページをお願いします。

家畜保健衛生所基盤強化事業でございます。

家畜伝染病対策の中核を担う家畜保健衛生所の獣医師につきましては、職員募集に対し

て応募数が非常に少ない状況にあります。本県獣医師職員の業務への理解を深めていただくために、大学獣医学科学生を対象としたインターンシップを行うとともに、職員の能力と意欲向上のための専門研修を実施します。

また、口蹄疫などの発生に備え、防疫演習を行うこととしております。

62ページをお願いします。

阿蘇あか牛草原再生事業でございます。

阿蘇の草原やあか牛は貴重な観光資源であり、あか牛は熊本固有の資源でございますが、近年、草原の荒廃やあか牛の減少が続いております。このため、牧さくなどの放牧条件の整備、放牧に供されるあか牛繁殖雌牛の導入に係る経費の一部を助成し、草原とあか牛の維持、再生を図るものでございます。

畜産課は以上でございます。

○宮崎農村計画課長 農村計画課でございます。

当課では、農業農村整備事業の調査計画、それから国営事業の調整、こういった業務を行っております。

63ページをお願いいたします。

農業農村整備調査計画費でございます。

これは、将来県営事業として整備が必要な地区におきまして、基礎調査、事業計画の策定などを行うものでございます。そのうち、事業内容の(5)にございますが、農業水利施設等地域保全計画策定につきましては、施設ごとに機能診断をして策定いたしました機能保全計画をもとに、地域の保全計画を本年度よりモデル的に作成しようというものでございます。

64ページをお願いいたします。

農業農村整備推進交付金でございます。

一昨年度から、市町村土地改良区などが実施をいたします団体営事業の県の補助事業を整理統合いたしまして、市町村の推進計画に基づいて交付金として交付することによりま

して、市町村の自主性、裁量性を発揮しやすい仕組みとして支援をしておるものでございます。

65ページをお願いいたします。

65ページ及び次の66ページにつきましては、農業用水を活用いたしました新たな取り組みといたしまして、小水力発電、それから水熱源ヒートポンプ、そして、66ページでございますが、地下水涵養、この3つについて、本年度、新たに実施をするというものでございます。

65ページの上段でございますけれども、小水力・太陽光発電導入モデル事業でございますが、再生可能エネルギーに関する取り組みの一つといたしまして、農業用水を利用いたしました小水力発電、これと太陽光発電を組み合わせて揚水ポンプの動力源の一部といたしまして、阿蘇管内でモデル的に設置をするものでございます。

下段の農業用水活用型ヒートポンプ導入検討事業でございますが、農業用施設の冷暖房設備といたしまして、農業用水を利用いたしました水熱源ヒートポンプの導入の可能性を検討するものでございます。

66ページをお願いします。

畑地利用地下水かん養モデル事業でございますが、熊本地域の地下水の涵養のために、現在実施をされております地下水、白川中流域の水田涵養事業に加えまして、畑での涵養事業についてモデル的に実施をするというものでございます。

最後でございます。次の67ページをお願いいたします。

国営土地改良事業等でございますが、本県で実施をしております国の直轄事業につきましては、表にございますように、川辺川地区、それから大野川上流地区、玉名横島地区の3地区となっております。

なお、平成20年度から休止をしております川辺川地区、それから大蘇ダムの浸透問題が

ございます大野川上流地区につきましては、後ほどその他報告事項におきまして、最近の状況につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

農村計画課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大里技術管理課長 技術管理課です。68ページをお願いいたします。

企業参入促進支援農地情報図整備事業ですが、企業等が農業参入に必要な農地の属性情報、耕作放棄地の分布状況や関連施設の整備状況、アクセス状況、気象等を、現地調査も含めて把握しますとともに、既に把握できております農家意向を付加いたしまして、台帳と図面を作成し、農地情報図(G I S)に登録するものです。78地区を整備いたします。

69ページをお願いいたします。

農地情報図(G I S)負担金ですが、農地情報図は、農地に関します情報と地図情報から構成されております。

県、市町村、農業関係機関が農地情報図システムを利活用することで、地図上で農地に関します、これまで紙等で個々に管理されておりました複数の情報を、瞬時に、視覚的に把握することができることとなります。関係機関で情報を共有化し、農地の有効利用、農業用水利施設の保全管理等に利用することで、効果的な施策や業務の効率化を図ることとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○田上農地整備課長 農地整備課でございます。70ページをお願いします。

県営かんがい排水事業費でございます。

農業生産の基盤となります水利条件の整備を行い、水利用の安定と合理化及び水田の汎用化を図るために、農業用水路や排水施設等を整備するものでございます。

次に、71ページをお願いします。

県営の経営体育成基盤整備事業費でございます。

水田の区画整理や用排水路、農道等の基盤整備とあわせまして、農地の集積に向けてのソフト事業を一体的に実施して、生産性の高い農業構造の実現を図るものでございます。

72ページをお願いします。

農地防災事業費でございます。

農用地及び農業用施設を自然災害から防護することで、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、国土及び環境の保全に資するものでございます。

73ページをお願いします。

戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業費でございます。

新規の国の補助事業でありまして、戸別所得補償制度を推進するために、米、麦、大豆等の戦略作物や地域の主要な作物への転換が図られるように、営農の支障となっている用排水路等の生産基盤の整備を行う事業でございます。この事業を活用しまして、現在実施しています県営事業の事業推進を図りたいと考えております。

続きまして、74ページをお願いします。

農業農村整備緊急対策事業費でございます。

新規の県単独事業でございますが、国の予算削減による影響を最小限にとどめるため、地域活性化・公共投資臨時基金を活用した緊急対策として継続中の県営農業農村整備事業の一部を本事業で実施するものでございます。

農地整備課は以上でございます。

○池田和貴委員長 以上で生産局、農村振興局の説明が終わりました。

ここで質疑を受けたいと思います。質問、御意見はございませんでしょうか。

○鬼海洋一委員 農産課。まず、小麦のこれ

からの生産について、どういうぐあいに把握されて、進められようとしているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○本田農産課長 麦につきましては、米、大豆とともに水田農業の基幹作物として位置づけておりまして、食品産業等のニーズが大変重要でございますので、そういう食品産業等との播種契約等を結ぶことを前提に、計画生産を推進していきたいと考えております。

ただ、先般の豪雨によります被害等もありませんように、大変つくりにくい作物でもございますので、そういう気候災害等にできるだけ遭わないような生産の推進をやりたいと思っております。

○鬼海洋一委員 先ほど、たしか流通企画課の方だったでしょうか、米粉パンの普及、これがかなり進んでいくという状況だと思います。私のところにも、山崎パンという、山崎パンとしては主力工場がありますけれども、ここでも米粉パンをつくっていただくということで、相当県の農業としては貢献をいただいているのではないかと思っておりますけれども、かねてから、特に今パンをつくる生産工場の中では、できれば熊本産の小麦でも生産をしたいという、そういう意向が出ているわけですよね。私も、何回か一般質問の中では申し上げたとおりです。

ところが、熊本としては、これまでパンの食味に耐え得る新しい品種として「ニシノカオリ」ができて、また新たに「ミナミノカオリ」が新しく登場いたしました。ところが、これが、そういう思いの中でできてきたにもかかわらず、大きく伸びないという現状について、どういうふうにお考えいただいているのかなというのが私としては現在の疑問。それから、今後の展開に対する見通しをお聞きしたいので、その点も。

さらにまた、これは課と課の連携というの

は非常に大事になっていくというふうに思います。地産地消というお話がありましたが、それは生産分野を担当する課と、それから生産したものをどういふぐあいに販路に乗せていくかという、それは流通企画課でしょうか、横との連携あるいは新品種を開発するためには農業試験場との連携、こういう各課との連携について、特に農産課という分野の中でどういふふうに行われているかということもあわせてお話をいただきたいと思います。

○本田農産課長 まず、地元の企業に対する地元小麦の利用ということでございますけれども、後ほど説明を予定しておりますけれども、実は小麦の高付加価値システム化事業というのを実施を予定しております、その目的といいますのが、小麦の中で非常に課題といいますのが、需給のミスマッチというのが大きくございます。

といいますのが、例えば、国産小麦全般に言えることでありますけれども、非常にロットが小さいということで、なかなか均一した品質の小麦を実需者、いわゆる製粉会社の方に提供できないという現状がございます。

そういう中で、今回予定しております事業につきましては、出荷段階で、例えばコントリーエレベーターのサイロごとに品質を統一、たんぱく質を一定の品質にいたしまして、実需者が使いやすいように提供することでございまして、これまではそういう品質的なばらつきがあったということ、それとロットがまとまらなかったということでなかなか伸びなかったという面はありますけれども、今後はそういうところをうまく活用いただいて、伸びていけるものであると思っております。

それと、あとパン用の「ミナミノカオリ」「ニシノカオリ」ということで、実は今回の災害の中にも「ミナミノカオリ」あたりが

なり大きな割合を占めているんですが、このパン用の小麦といいますのが、グルテン含量、いわゆるたんぱく質の含量がある程度高くないとよくないということがありまして、どうしても窒素肥料をやるとかあるいは収穫の熟期を遅くするとか、そういうのもありまして、なかなか難しい面はありますけれども、より品質のよい小麦が出せますように、そういう作型あるいはいろんな栽培技術等を含めまして推進をしていきたいと思っております。

それと、各課との連携という意味では、日ごろから連携をやっておりますし、また、そういうところも含めまして、今後とも引き続き推進をしていきたいと思っております。

○鬼海洋一委員 そこで、先ほど報告の流通企画課、今各課の連携というふうに申し上げましたが、米粉の需要拡大についてはそれなりに御努力いただいているというふうに思っています。

小麦に対するそういう環境、例えば小麦をどういふぐあいに販売するかということについては、特に宇城は五木食品だとか、フジパン、山崎パン、こういうのがあるんですけども、そういうところに対する働きかけ等について、現在どういふぐあいになされているのかというのが1つです。

それから、今お話がありました、特に今回は農業者の戸別所得補償の中に米、それから麦、大豆、つまり3点セットが入っていくわけですね。そうすると、いずれにいたしましても、麦の主要作物としての位置づけというのは高まらざるを得ない、高まっていく。そうすると、今申し上げたように、じゃあどういふぐあいに広げていくかということになれば、さまざまな品種はありますけれども、今ちょっとお話しいたしました「ミナミノカオリ」というのは、これは食パンとしては非常に高い価値を持つわけですから、これをど

ういうぐあいに広めていくか。

ただ、問題は——そこで農業試験場との関係を言ったわけですが、これは作り方が非常に難しい。そうすると、その辺の収穫時期をずらすとかいう、こういう関連に対する農業試験場との連携というのは非常に重要になっていくわけですので、この辺の実需、もちろん実需がなければ生産拡大はできないわけですが、多少JAもこの作付についてはちゅうちょしている状況でもありますので、その点を——問題はどこにあるかということのを的確に定めていただきながら、必要だというふうに思いながら、そのための問題点をどうクリアしていくかという、そういう展開を行っていただきたいということを申し上げておきたいと思いますが、それに何か答弁があればお願いしたいと思います。

○本田農産課長 まず、県産麦の地産地消の取り組みという点でちょっと事例を御紹介いたしますと、例えば学校給食での利用という点では、現在県産小麦を使用しました「ひのくにパン」というのを提供しております。この「ひのくにパン」には、県産小麦の割合が25%、通常のパンには10%ということで利用されております。それと、現在米粉パンの推進をやっておりますけれども、米粉パンにおきましても、米粉が65%ですけれども、残りは県産の小麦ということで使っております。

それと、あと補足的に申し上げますと、例えば県庁食堂のうどんにおきましては県産小麦、これは「チクゴイズミ」ですけれども、そういうのが使われておりますし、あるいは農商工連携ということでの新商品開発ということで申し上げますと、先ほど委員からお話のありました、JA熊本うき、熊本製粉の共同でつくられました熊本豚骨ラーメンとか、そういうものも進んでおります。

そういうところを含めまして、県としても、各課連携しながら、そういうところに売

り込みをしていきたいと思っております。

○板東流通企画課長 流通企画課でございます。

先ほどもありました、今本田課長からもございました、いわゆる生産販売部分、生産部分につきましての部分全体まとめまして、どの形で売るかということを通商企画課はやっております。特に、商談会の部分あるいは現場の生産からいいますと、やっぱり生産者とそして加工者のマッチングの問題、この点につきましては現在やっておるところでございます。

特に、熊本でできたものにつきましては、今米粉あるいはめん等とございますけれども、これは、県内から、五木産等につきましては海外まで輸出されているところもございます。そういうふうな意味で、やはり売るところにつきましてのプラットフォームをつくるという形で、私たち、取り組んでまいりたいというように考えております。

○鬼海洋一委員 どこに問題があるかということをお聞きしても、そこをクリアしないと先に広がらないですね。これは何回も同じことを過去申し上げてきました。ですから、今度本田課長がそこに座られましたので、ぜひ先に広げていただくように、麻生局長も、この件についてはよく御存じのことです。ありますから、あわせてお願いしておきたいと思っております。

それから、もう一つ、たしか代表質問で申し上げたというふうに思うんですが、今年度の米の1等米比率の低下、これはもう惨たるものでした。これは代表質問でも申し上げたとおりでございますけれども、それは温暖化に対応する品種として問題ではないかというふうに言いましたけれども、それは基本的な問題だというふうに思いますが、もう一つの問題は、この47ページでも書いてありますけれど

も、米穀乾燥調製施設というのが書いてありますけれども、カントリーの運営の、運転のあり方に問題も一つあるんですね。全部そこに持っていくから。

今一つの流行というのは、非常に自立したと言うとちょっと語弊がありますけれども、自分のところで米の乾燥施設を持っているところが非常に多く出てきています。ですから、カントリーの利用率というのはだんだん低下しているんですね。JAの組合員の中で、利用する人がだんだん減っている。それはなぜかという、自分で乾燥して、自分で出すことによって、さっきのちょっと関連があるというふうに思うんですけども、1等米比率を高めて、そして自分のルートで販売するという、こういう農家が出ているんですが、一方、残った農家の中で、カントリーの利用に対するさまざまな問題点って非常に、特に松橋あたりもそうですね。1等米比率がゼロなところのカントリーを使用している場所だってあるわけです。そういうところに対する認識とJAとの連携というか、についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○本田農産課長 まず、カントリーの利用率につきましては、確かに委員おっしゃるように、若干低くなってきております。これは、1つは、いわゆる転作を推進することによる、米の利用が若干減っているということで、まあ6割ぐらいになっていると思いますけれども、そういう中で施設自体も非常に老朽化してきておまして、そういうところも含めましてより効率的な利用ができるように、再編整備あたりも今後検討していく必要があると思っております。

それと、1等米比率の低下という観点から申し上げますと、ちょっと趣旨に合わないかもしれませんが、基本的に地球の温暖化ということで、高温障害の影響が非常に出ておまして、最近、特に本県の主力であり

ます「ヒノヒカリ」「森のくまさん」「コシヒカリ」そういうところが若干低下してきておりますので、耐暑性品種ということで「くまさんの力」あたりを今後推進していきたいと思っております。

○鬼海洋一委員 そこのブランド米をつかっていくという方針等の関係というのは、どういうぐあいにお考えでしょうか。

○本田農産課長 申しわけありません、ブランド米ということですか。

○鬼海洋一委員 トップグレード。

○本田農産課長 トップグレード米につきましては、基本的に良食味米という位置づけで進めておまして、例えばよく話が出ます特A米というお話がありますけれども、毎年、日本穀物検定協会が食味を検査いたしまして、各地域の代表的な品種を食味でそういう評価をされておりますけれども、このトップグレード米の事業におきましては、そういう良食味米の産地づくりを進めまして、そういう良食味を中国の方に輸出していこうというような、そういう取り組みを進めているところでございます。

○鬼海洋一委員 その成果はいかがでしょうか。

○本田農産課長 良食味米の事業につきましては、現在阿蘇地域が中心になっておりますけれども、今からということで、地元の方でそういう取り組みを始めているところでございます。

あと、輸出の方につきましては、昨年、委員の方にも大変お世話になりました、おかげさまで試験的な展示ということで、昨年中国の方に米のパックライス、これは加工した米

でございますけれども、そういうのを outsizing させていただきました。地元の方でも非常に好評だったということもあわせて、引き続き展示、将来的には、先般から新聞にも載っておりますけれども、精米施設あるいは薫蒸施設あたりを正式に登録ができました暁には、そういうところを通じまして精米を輸出していきたいと思っております。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。

○田代国広委員 70ページから74ページ、農地整備課で、全体78億以上の予算が措置されております。民主党に政権がかわりまして、コンクリートから人へということで、特に農地整備関係、大きな被害と申しますか、カットされたわけなんですけど、ずっと今度の新年度予算についてもいろいろと不安を持っておったんですけれども、今回のその予算措置について、どういった認識を持っておられているのかが1つと、もう一つは、71ページの迫井手地区、大体これは私の地元ですけれども、面工事については、昨年の補正でおおむねできるというふうに言われておまして、多分できていると思っておりますが、いわゆる水路とか外溝工事と申しますか、これは3,000万ついておりますけれども、これでこの事業は完全に終了するかどうか、2点についてお尋ねしたいと思います。

○宮崎農村計画課長 委員御質問の前半の部分、農業農村整備予算案について、私の方からお答えをさせていただきます。

委員御指摘のとおり、平成22年度の予算編成におきまして、国の予算が相当大幅に削減されたという影響が、本年度予算においても、やはり県でも出ております。

予算といたしましては、県営事業を中心とした事業費といたしまして136億円を計上さ

せていただいておりますけれども、平成21年度、削減前に比べますと、やはり相当の落ち込み、予算時点でも落ち込みがあるというようなことでございます。

それから、本年度に入りまして、具体的に国の方から割り当て——財源はほぼ交付金になっておりますけれども、割り当てが本県に参りまして、現時点で県営事業等に使えます事業費といたしましては116億円程度ということでございますので、予算段階よりもさらに減っておるといようなことでございまして、具体的には、新規で本年度要望をいただいております13地区につきましては、こういうような予算状況でございますので、しばらくちょっと凍結をさせていただいているという状況。

それから、継続地区につきましても、要望をいただいた額をそのまま割り当てるといわけにはまいりませんので、工期につきましても、2年以上やはり平均して延びるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○田上農地整備課長 県営経営体育成基盤整備事業の迫井手地区でございますけれども、ここに3,150万円ということで予算計上しておりますけれども、これ以外に、昨年の11月補正予算で1億7,600万円ほど補正いただきまして、その金も合わせまして今事業を実施しているところでございます。したがって、迫井手地区につきましては、地元の要望どおりに、今年度できているところでございます。

○田代国広委員 今宮崎課長の説明のとおり、非常に厳しい財政、事業内容なんですよ。ですから、今から先、低コストを目指すなら、やっぱり基盤整備は当然必要だし、老朽化している水路もたくさんあるわけですよ。そういったことを考えると、しっかり皆

さんもそういった活動をしていただくわけですが、我々も、しっかりとやっぱり政治の中で、現場の声と申しますか、実情を訴えて、政府に理解を求めていくことが必要だというふうに思っておりますので、私たちも頑張りますから、皆さんたちも頑張ってください。お願いします。

○池田和貴委員長 宮崎課長、もう少し先ほどの予算関係について、今年度116億円という御説明がございましたが、それはもうすべて国の方からの分をしているんですか。それとも、県が少し工夫をして補っているところ、そういったところがあれば、ちょっとその辺の説明もお願いをいたします。

○宮崎農村計画課長 先ほど申しました116億円の中には、委員長からお話がございましたように、国の大幅な予算の削減を受けまして、県としても、やはり何とかしないといけないということで工夫をしたのがございます。主に3つ工夫をしたというふうに申し上げていいかと思えます。

1つは、昨年11月の補正におきまして、国の経済対策を最大限活用するというので、28億円を計上させていただきまして、本年度の非常に大きな前倒しと申しますか、前倒しというような形で予算を組ませていただいたというのが1点でございます。

それから、2点目が、説明資料の73ページで、農地整備課の方から御説明をいたしましたけれども、国の新規事業、これは単年度予算でございますけれども、予算におきまして、県営事業のうち、この事業の趣旨に合うもの、暗渠排水でございますとか、そういったものについては、この事業でもって予算の手当てをして県営事業の推進ということを図ったと、これが予算的には11億円。実際に116億円と今申し上げましたけれども、割り当てがございましたのが10億円でございますの

で、予想よりも減っております。

それから、最後にでございますけれども、次の74ページで御説明をいたしました農業農村緊急対策事業ということで、これにつきましては、一昨年の経済対策の基金を活用いたしまして県営事業を推進するというので、単県事業、簡単に申し上げますと、国からの補助金が参りませんので、その部分を県が肩がわりするという形で事業を進めるということで、こういった形態の単県事業は農業農村整備では初めてだと思っております。これについて、18億円という金額を組ませていただきましたので、合わせまして、今現在割り当てとしてあるものを加えますと116億円というようなことでございます。

○池田和貴委員長 ということは、そういった今3点、県の方で工夫した分の説明がございましたが、それを除いた金額というのは幾らになりましたっけ……。

○宮崎農村計画課長 約60億円でございます。ですから、県で工夫をしたのが半分ぐらいというような形でございます。

○池田和貴委員長 ありがとうございます。

ということは、これは来年の話はなかなか難しいところではございますが、まだ国の概算要求等も、予算の関係も始まっていませんが、そういったものが、今県が工夫したようなことができなければ、もう来年度というのはいかなりの予算減、実際に農業をやられている皆さん方の要望にこたえることすら難しいような状況があるというふうな説明だろうというふうに思っております。

そういった意味におきまして、今回、最後になりますが、私たち委員会の方でも、意見書の方を国の方に対して出したいというふうに思っておりますので、内容については最後

の方に御説明をさせていただきたいと思いません。よろしくお願ひいたします。

ほかに何かございませんか。

○城下広作委員 先ほど鬼海委員の話の終わりの方の部分にちょっと関連でかぶるんですけども、中国に日本の米はどのくらい輸出されているか、わかれば教えてください。そのうち、熊本の量はどのくらいかということもまず教えてください。わかりますか。わからなければ、熊本の分だけでもいいです。

○本田畜産課長 中国にはまだ輸出の実績はございません。精米としてはですね。

○城下広作委員 熊本の分は精米としてはないということですね。だけど、よその県は結構あっていると思うんですね。ただ、やっぱり九州、まあ西日本で一番量が多いと、ましてや一番近いところ、戦略ちょっと遅きに失したかなという感じが否めないというふうに思います。

いずれにしろ、農業の問題は——TPPの問題でいずれにしろ日本にどうんと攻めてこられると、逆に守りだけじゃなくて、こっちは攻撃で逆に売りにゃいかぬということも考えるというのが大きな農業政策だというふうに思います。

そのとき、熊本も米どころですから、やっぱり出すというのは加速をしなければいけない。そのときに、皆さんが今から輸出に対して助成をするわけですから、どういうことを向こうで戦略的に考えたら売れるというふうに考えるのか、価格なのか、品質なのか、いろいろ加工で出すのか、その辺が戦略的にあるならちょっと教えてください。

○本田農産課長 まず、現在中国に出ています精米の米は、基本的に新潟県の米がほとんどだと聞いております。その一つの理由

は、中国で、日本で一番よい米という認識が何かされておりまして、それをもとに新潟を指定して買われているということでございますけれども、その前提となりますのが、精米施設あるいは薫蒸施設ですね。これが日本には今のところ神奈川県に1カ所しかありません。そういうことで、非常に量的に限られるということと、例えば熊本からそこを使いますと、なかなか距離的にもありますし、また経費的にも高くつくということで、今まで何回か検討はさせていただいたんですけども、実現しなかったということです。

昨年、実は、初めてASEAN博、広西省の南寧市でありましたASEAN博の方に出展ということで出させていただきましたけれども、そのときには非常に日本国産のそういういわゆる、何というんですか、おいしいお米ですね。そういうのが非常に好評だったということで、中国のいろいろ手続していただきました業者の方からも、こういうのは非常に売れるということで、そういう感触は得ております。

ただ、中国国内での販売状況を見てみますと、中国国内でも同じような日本米が実は売られておりまして、例えばこちらから持ってきました日本産の米ですと、1キロで例えば2,000円とかしますと、中国国内でできました日本米みたいな品種のものは1,000円とか、中国国内でつくられるそれ以外品種ですと、例えば1キロ当たり100円とか50円とか、そういうレベルだと聞いております。

そういう中で、中国の富裕層に対して、非常に高品質なところが好評ということではありますので、そういうところをターゲットに売り込んでいく必要があると思っております。

○城下広作委員 今までは、その日本米というのは、安心、安全で恐らく価格でも買っていたと思うんですよ。しかし、残念ながら、

ああいう震災の影響で、その安心、安全が今揺らいでいるということで、本当悔しいけれども、実際には九州の分は何の問題もないと、こういうことをしっかりと行って、やっぱり新潟で成功している、だけど、私たち熊本でも成功するという、成功する手だては何かと、それは必ず成功させるというぐらいのもので取り組まないと、なかなか助成をしても、これは空手形になってしまうということで、その辺はよく分析して、ぜひ、ある意味ではやっぱり価格もまねされるということもよくわかる相手ですけれども、どうにかして、やっぱり13億おるというマーケットは大きいわけですから、ここでやっぱり国内だけで消費するというのはなかなか難しい部分も、やっぱり一番隣国である中国に対決するというのは大事なことだと思うし、そのためには大変なハードルもありますけれども、ぜひ頑張ってください、よその県に負けないで熊本が、まあ本当姉妹友好都市でもいいですから、とにかく徹底して広げるような工夫、努力を頑張ってくださいというふうに要望しておきます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。
——ないようであれば、これでここまでの質疑を終わりたいと思います。

午後の休憩に入らせていただきたいと思います。時間は、1時から次の委員会を再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、1時まで休憩したいと思います。お疲れさまでございます。

午後0時6分休憩

午後1時1分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

森林局、水産局の説明を受けたいと思います。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。75ページをお願いいたします。

森林整備地域活動支援交付金事業でございます。

これは、森林・林業再生プランの実施に伴い、森林経営計画作成や施業集約化の促進、作業路網の改良等に対して、市町村を通じて交付金を交付し、支援を行うものです。

次の76ページをお願いいたします。

新規事業の市町村森林情報緊急整備事業でございます。

本事業は、森林計画制度が見直され、本年度内に市町村森林計画の一斉変更を行う必要があり、これに必要な森林GISの導入経費や計画変更に要する経費への補助を行うこととしております。

77ページをお願いいたします。

森林・林業再生モデル事業でございます。新規事業でございます。

県有林に高密度の路網と機械化した効率的な作業方法による森林施業のモデル地を設置し、技術者の養成と関係者への普及を図ることとしております。

次の78ページをお願いいたします。

水とみどりの森づくり事業でございます。

この事業は、水とみどりの森づくり税を活用した事業です。

2の事業内容に掲げております各事業を簡単に御説明いたしますと、針広混交林化促進事業は、森林所有者による管理が見込めない人工林を対象に、強度の間伐を実施し、広葉樹等の生育を促し、針葉樹と広葉樹がまじった森林に誘導する事業でございます。

(2)のくまもと未来の森林植林加速化緊急事業は、シカ被害による植林の見込まれない林地への植林の実施等を行う事業でございます。

次の(4)の水とみどりの森づくり推進事業は、NPO法人等が、植栽や間伐等の森林整

備活動等への支援を行うことにより、県民参加の森づくりの機運の醸成を図る事業です。

次の79ページには、水とみどりの森づくり普及促進事業がございます。

これは、森林ボランティア活動を支援し、森づくりに関する県民の理解を深める事業でございます。

80ページをお願いいたします。

森林環境保全整備事業でございます。

本事業は、森林整備を推進するための中核的な事業でございまして、植栽、下刈り、間伐等の造林、育林に対して補助を行う事業でございます。

2の事業内容の(4)、低コスト造林促進パイロット事業は、新規メニューでございまして、モデル的に取り組む低コスト造林に対しまして支援を行う事業でございます。

81ページをお願いいたします。

間伐等森林整備促進対策事業でございます。

この事業は、間伐や作業道の整備を行う事業でございまして、定額の助成を行うというものでございます。これによりまして、森林所有者の負担の軽減も図ることができます。

次の82ページをお願いいたします。

県有林事業でございます。

この事業は、県内にございます約1万1,000ヘクタールの県有林の管理、運営を行うものでございまして、境界の管理、間伐等の森林整備を行うもの、また分収林の木の売り払い等を行う事業等を実施してございます。

次に、林業公社事業です。

この事業は、熊本県林業公社に対しまして、事業運営費の貸し付け等を行う事業でございます。

林業公社の経営改善につきましては、引き続き分収割合の見直しや長伐期化等が着実に実行されるよう、林業公社を支援、指導していくこととしております。

森林整備課は以上でございます。よろしく

お願いいたします。

○岡部林業振興課長 林業振興課です。83ページをお願いします。

まず、緑の産業再生プロジェクト促進事業です。

これは、平成21年度造成された熊本県森林整備促進及び林業等再生基金を活用して、機械化や加工施設などの施設整備に取り組み、林業、林産業の再生を図るもので、本年度は、高性能林業機械、製材加工施設、特用林産施設など、26施設の整備などを実施するものです。

84ページをお願いします。

特用林産物及び緑化木生産の振興対策事業ですが、これはシイタケなどの特用林産物の生産振興や需要拡大を図るもの、また、緑化木を安定的に供給するため、団体へ助成を行うものであります。

事業内容としては、生産加工施設の整備や研修会、販売促進イベントに対する助成、また生分解性ポット普及への助成などを行うものです。

続きまして、85ページをお願いします。

昨年度から実施しております林建連携雇用創出プロジェクト事業です。

林業従事者の高齢化、後継者不足、一方で、建設業における公共工事の減少などによる雇用問題があると言えます。そこで、林業担い手の確保や建設業から林業への参入を支援するとともに、森林施業の集約化を進めて、山村地域の雇用や活性化を目指すものであります。

事業内容としては、県下5地域におきまして、(1)の森林組合や建設業などがメンバーとなる連絡会議の開催、あるいは(3)、建設業の機械を林業に使用するための部品の購入や林業機械のリースに対する助成、さらに(5)の長期や短期の各種研修への助成などを計画しています。

続きまして、86ページをお願いします。

林道事業です。

林道は、林業経営、森林の総合利用や山村の生活環境の改善にとって必要な施設であります。本年度は、緑資源幹線林道菊池人吉線を初め、計29路線について事業を実施することとしております。

続きまして、87ページをお願いします。

くまもと地産地消の家づくり推進事業です。

これは、県産の木材と畳表を提供し、県民の方へ地産地消の意識を醸成していただくことで、県産材の需要拡大を図るものです。

県産木材を一定割合以上使った新築住宅、またはリフォームをする施主の方及び補助を受けずに公共性の高い建物、病院や介護施設などを建設される民間事業者の方に、県産材を提供するものです。

林業振興課は以上です。よろしくお願いたします。

○本田森林保全課長 森林保全課でございます。資料88ページをお願いします。

治山事業でございます。

治山事業は、梅雨前線豪雨や台風等による山地災害の復旧及び山地災害の防止を図るために実施するものでございます。本年度は、平成22年度の梅雨前線豪雨災害及び過年度の台風災害等の復旧工事並びに山地災害の防止工事など、県内96カ所で実施を予定しております。

資料89ページをお願いします。

保安林整備事業でございます。

県内には約10万ヘクタールの民有保安林が指定されております。この民有保安林において、台風等の気象災害により荒廃した保安林の機能を回復するために、改植や保育などを実施するものでございます。本年度は、県内62カ所の実施を予定しております。

森林保全課は以上でございます。よろしく

お願いします。

○池田和貴委員長 これから水産局の方に移ります。

○鎌賀水産振興課長 90ページをお願いいたします。

くまもと水産業の元気づくり事業でございます。

この事業は、水産業の元気づくりを通じまして、地域の活性化を創出することを目的としております。新たな加工品等、売れる水産物づくり、水産業を活用した観光の創出を事業内容としておまして、天草地域を主体に実施していくこととしております。

次に、92ページをお願いいたします。

熊本産「クマモト・オイスター」づくり事業でございます。

世界的なブランドとなっておりますクマモト・オイスターを、県内で種苗の量産化、養殖試験を行い、さらに、新たなくまもとブランドとして販売体制の確立を目指すものでございます。

事業内容としましては、稚貝50万個を目標としました稚貝の量産化試験、衛生管理のための海域調査や細菌数の調査、それに養殖技術の向上等のための研修、調査等を行うこととしております。

もとに戻っていただきまして、91ページですが、安心につなげる養殖魚づくり推進事業でございます。

この事業は、養殖魚の安全性確保を図るための基本的な衛生管理指導、それに、適正な養殖を行う業者の認証を行います熊本県適正養殖業者認証審査会の運営、それに、その指導を行う事業でございます。

次、93ページをお願いいたします。

赤潮対策事業費でございます。

この事業は、従来から継続して行っており、赤潮の調査や漁業者も含めました赤

潮監視ネットワーク体制の整備に加え、昨年度から、赤潮プランクトンを特殊な粘土や塩を散布することによって発生初期に駆除するため、海水養殖漁協が主体となって行う作業を支援するものでございます。

昨年度は、シャットネラ赤潮により養殖魚に大きな被害を出しておりますが、この駆除作業により、赤潮プランクトンの増殖を一時的におくらせる効果が見られております。

次に、94ページをお願いいたします。

みんなで育てる豊かな海づくり事業でございます。

この事業は、本県におきます栽培漁業、資源管理型漁業を一体化して推進している事業でございます。資源管理やマダイ等の共同放流事業等に対する補助、また、放流用の種苗生産の委託費を計上いたしております。

以上、水産振興課です。終わります。よろしくをお願いいたします。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。95ページをお願いいたします。

水域環境保全創造事業につきましては、効能が低下している漁場生産力の回復や水産資源生息場の環境改善を図るために、覆砂による底質改善や藻場造成等を行います。

アサリの漁獲量減少に伴い、干潟漁場の底質改善を強化する必要があり、有明海、八代海で覆砂を、また天草東で藻場造成を実施いたします。

広域漁港整備事業につきましては、安全で安心な水産物の安定的、効率的な供給を図るため、漁港の計画的な整備により、水産物の生産・流通拠点づくりを推進します。

牛深漁港での防波堤整備のほか、3漁港で外郭、係留施設等の整備を推進してまいります。

次に、96ページをお願いいたします。

赤潮対策底質改善検証事業につきましては、今年度の新規事業となりますが、これ

は、赤潮の発生に防止効果があると考えられる覆砂工法により、赤潮の発生源となる休眠細胞が多く分布する海域において覆砂を行い、実施区と非実施区の発芽状況を比較することにより、赤潮発生に対する抑止効果を検証することを目的とするもので、八代海北部及び天草下島東岸の2カ所で実施するものでございます。

なお、事業期間につきましては、検証事業であることから、本年度限りとなっております。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○池田和貴委員長 以上をもちまして森林局、水産局からの説明が終わりました。

質疑を行いたいと思います。御質問、御意見はございませんでしょうか。

○中村博生委員 赤潮ですけれども、ことしも何か警報が出とったと思いますが、今の状況的にはどうなんですかね。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございます。

以前6月に警報を出しておりました赤潮は、現在は、警報を解除して、消えております。現在は、アサリのえさなどになります珪藻プランクトンが大量に発生しております。そのプランクトンはまだ養殖魚などに害を与えるものではございません。昨年度、大きな被害を出したシャットネラ・アンティーカーにつきましては、先々週ぐらい、幾つかの地点で少し見えておりましたけれども、まだ赤潮となるような状況ではございません。

○中村博生委員 ことしは結構雨で増水した関係もあつとでしようけども、去年はどやんだったか記憶になかったですが、何か大水が出たときはよかごたる話も聞くけども、そういうのはどうなんですか。

○鎌賀水産振興課長 赤潮の発生状況、それぞれ年々によっていろんな状況がありまして、予断を持ってここでどうかというのは非常に難しい問題でございますけれども、現状としましては、川から栄養塩が流れ込んで珪藻類が発生しているということでございますので、害があるようなプランクトンというのはしばらくは発生しないのかなと思っております。ただ、油断はできませんので、調査は続けている状況です。

○中村博生委員 よろしくお願ひしますね。

○池田和貴委員長 ほかにございせんか。

○城下広作委員 85ページの例の土木の建設に従事された方が、仕事がなかなか厳しいから、林建の方にといいですか、森林の方にといいようなことで、大分誘導をされてはいるんですけども、この状況といいですか、今のそういう可能性といいですか、ちょっとその辺を教えていただきたいと思ひます。

○岡部林業振興課長 委員御質問の林建連携の状況でございますけれども、先ほど事業の(1)で御説明いたしました森林組合と建設業等との意見の交換、協議、連絡会議ですけれども、それには、県下5地域で建設業の方が合計31社、それと林業事業体の方が2社で、合計33社の方が協議会に参加していただいて、参加の有無とか、いろんな状況の説明をされております。

それと、御説明はいたしませんでしたけれども、建設業の方に作業道をつくっていただくということで、これも助成制度を特別に設けておりますけれども、昨年は13の企業の方に延長で11.6キロの作業道を作設していただくなど、初年度ということではありますけれども、そういう実績を見ているところでござ

います。

○城下広作委員 土木の方は、なかなか仕事が右肩上がりであるということはもうあり得ないものですから、確かにシフトが、だけど、簡単ではないということもわかるんですけども、機械とか、いわゆる土木、どちらかというところと少し共通する部分もあるから、知事もかなり肝いりで、何かこういうふうな形にシフトして、生計ができる道筋はできないのかと考えてあるわけですから、どうか何か仕事の部分として定着できるように、これはちょっと力を入れていかないと、林建の部分で芽が出るというのはなかなか難しいと思ひますので、ある程度そういう意味ではそこに誘導するような形で、仕事の部分も、林建の、いわゆる搬入搬出をしやすいような形の林道の整備というのは、もう仕事とパッケージでやるような形にやっていくといいのかなという感じがします。

まあ、初年度ですから、なかなか効果も今からでしょうけれども、ぜひこの事業は頑張っていたきたいと思ひます。違う福祉だとか、農業だったら簡単にできぬものだから、やっぱり機械を持って転用できるというのは大体が限られてきますもんね。こういう分野というのは大事だと思ひますので、頑張っていたきたいというふうに思ひます。

○池田和貴委員長 ほかにございせんか。

○鬼海洋一委員 これは82ページ。これも何回も指摘をしている林業公社の状況ですけれども、債務残高の問題を含めて、構造的に困難な状況にあるということはすべて皆さんが御承知のとおりですけれども、毎年毎年決算委員会の中でも指摘をされる中身ですよ。これをどういふぐあいに今後改善していくかという、抜本的な改善ということ、何回もこれも出ていることですが、今回、ま

たこれだけの貸し付けをするわけですね。

それで、経営の状況と抜本的な対策というものについて、どういうぐあいに今議論がされているのかということをお示しいただきたいと思います。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

林業公社の経営の状況といたしましては、公社の方で管理している面積が9,300ヘクタールという非常に大きな面積を管理しております。森林整備のための資金というのは、現在県からの貸付金をもって事業を実施しているという状況でございます。

今現在林業公社が管理している森林というのは、比較的県の平均の森林の状況よりも若い森林が多いということがございまして、当面の間は、育林、保育に係る経費というのがかかるということは委員も御存じのことかと思えます。

それで、もう一点の経営改善に向けた取り組みということでございますけれども、林業公社におきましては、平成15年2月に出されました熊本県林業公社経営検討委員会の提言に沿って事業の合理化等を行っておったところでございますけれども、その後、検討委員会を再度設置いたしまして、平成20年3月に外部の有識者から成ります熊本県林業公社経営改善推進委員会からの提言をいただきまして、長伐期間の推進、分収割合の見直し等の追加的改善策に取り組むということで、その方針に沿って行っているところでございます。

ちなみに、分収割合、また期間延長の変更というのを、一昨年の21年度、22年度に行っておりまして、全体の契約の相手方、1,447名の方がおられますが、その中で協議を行った方が677名と、約半分の方に協議を行っているという状況でございます。

○鬼海洋一委員 大体そのことについてはわかっているつもりですが、今財務の状況ですよ。その辺が、今回もまたこれだけの貸し出しをするわけですが、改善をする見通しについて、いかがですか。

○河合森林整備課長 今回の5億円程度の県からの貸し付けを行うというところでございますが、実際の使途といいますのが、県、また日本政策金融公庫への償還金に当たる部分が多うございます。また、金融公庫に対する利子の支払いというものがございまして、その部分が非常に大勢を占めておるという状況でございます。

22年度の林業公社の決算の内訳を見ますと、事業の内訳、実際に事業を実施している部分というのは、予算額よりも割と良い状況といたしますか、売り上げが上がったということもございまして、経営改善というのを図っておるところでございますが、以前に借入いたしました資金に関する返還金等が多うございますので、その部分が非常に林業公社全体の経営を圧迫しているという状況でございます。

○鬼海洋一委員 えらい簡単に今お話しただいているわけですが、その債務の状況については極めて厳しい、債務残高はだんだん膨張の一途をたどっている。じゃあ、それは改善できるんですか。

○河合森林整備課長 先ほど申しました経営改善委員会で試算した結果によりますと、非常に長期でございますが、平成96年の債務残高というのは88億円になるということでございます。また、その材価が上がるということであれば、場合によっては、その88億円の債務も解消される見込みがあるということの委員会の結果を受けて、そのように進めておるところでございます。

なお、今現在、平成22年度末の借入金は約300億円ということになってございまして、非常に大きな金額となっておりますことは承知してございます。

○鬼海洋一委員 猶予ならざる事態にあるという認識をまず持たないと、先ほどの報告を聞いていると、何か非常に簡単なような感じを受けるわけですがけれども、しかし、そうではない。まさにこの問題は、抜本的にどうするかというめり張りをつける、手直しにかかわる議論とその解決策がなければ、そう簡単に、しかし、今回も貸し付ける金額にしたって、将来的にはさらにふえていくわけですから、そういう意味では、先に延ばしていただく話ですので、この辺もやっぱりどこかで区切りをつけるような取り組みをお願いしたいというのが私の希望です。ずっと10数年来言い続けておりますけれども、ぜひ真剣にことしぐらいは考えていただきたいというふうに思います。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。——ないようでありますので、次に、付託議案等の審査に入ります。

関係課長から順次説明をお願いいたします。

○国枝農林水産政策課長 横2点どめのもう1冊の資料の方をお願いいたします。予算関係及び条例等関係と記載してあるものでございます。

この資料は3部構成になっておりまして、赤いタブがついておりますが、最初が6月補正、それから、その次が予算の繰り越しに関する部分、一番最後に条例等関係というふうになってございます。各課ごとに説明をさせていただきます。

初めに、最初の1ページでございます。

6月補正の予算の総括表でございます。

2億円余の増額補正でありまして、合計しまして補正後は528億円余となっております。

補正予算につきましては、政策課関係はございません。

次に、14ページをお願いいたします。

こちらは繰り越しに關します総括表でございます。

2月議会の方で御審議いただいた内容の範囲でございますけれども、明許繰越額の方が152億円、事故繰り越しが2億円余、合計しまして155億円余の繰り越しとなっております。

ページをめくっていただきまして、15ページをお願いいたします。

政策課関係の繰越明許費でございます。

農研センター、林業研究指導所、それから水産研究センターにおきまして、施設の整備、改修、それから試験研究機器の購入を行うものでございます。いずれも昨年度の2月議会において、経済対策によって補正で承認いただいた事項でございます。

繰り越しの理由につきましては、年度内の執行に努めましたけれども、施設の整備、改修に時間を要したということで、より適切な執行のためにやむを得ず繰り越しをしたものでございます。これにつきましては、早期発注に努めてまいります。

下の16ページをお願いいたします。

こちらは政策課関係の事故繰り越しの方でございます。

こちらは、震災の影響により必要な物品の調達がおくれまして、年度内に完了ができなくなったものでございます。

それから次に、条例等関係でございます。

ページをめくっていただきまして、39ページ、40ページをお願いいたします。

こちらは専決処分を報告をさせていただきます。

職員の交通事故に關するものでございま

す。40ページの方をごらんください。

今年の2月14日に、職員が公務外出中に、公用車を不注意により駐車中の車に接触させた物損事故でございます。

県側の損害賠償額は9万4,900円で和解協議が調いまして、本年5月24日に和解についての専決処分を行わさせていただいた分でございます。御報告をさせていただきます。

政策課関係は以上でございます。

○吉田団体支援課長 団体支援課でございます。2ページに戻っていただきたいと思っております。お願いいたします。

農業金融対策費、1,346万円余の補正をお願いいたしております。

内訳は、農業信用基金協会への出資金と経営対策資金助成費の2つでございますが、説明は下の段の経営対策資金助成費から先にさせていただきます。

この助成費は、説明欄にありますとおり、施設園芸緊急支援資金助成費でございます。内容を簡単に御説明いたします。

この冬の低温により、冬・春野菜を栽培する施設園芸農家では、燃油の高騰も重なりまして、ハウスを加温するための経費が大幅に増加いたしました。その一方で、そこで栽培するトマト、ナスなどの販売価格が低迷いたしましたために、資金が不足し、経営の維持が困難な状況にあるとの声が生産農家などから寄せられました。

当部といたしましても、施設園芸農家のコストを削減する取り組みを検討していた経緯もございまして、本議会に、市町村、金融機関と共同で利子補給を行います施設園芸緊急支援資金の創設をお願いすることとしたところです。

具体的な内容を簡単に御説明いたしますと、融資の対象となる農家は、野菜、花、果樹を栽培されている農家で、昨年に比べて燃料費が20%以上増加した場合でございます。

て、所得減少額が50%以上の農家は無利子とし、所得減少額が10%以上50%未満の農家は1%で資金を貸し付けることを予定しております。

また、貸付限度額につきましては、個人が500万円、法人が1,000万円を予定しております。利子補給期間は3カ年、融資枠は15億円を予定しております。

さらに、信用力が不足し、資金を借り入れることが難しい農家でも、無担保、無保証人で借り入れることができるよう、県農業信用基金協会への出捐を行う必要があると考えております。その予算が、上の段の農業信用基金協会出資補助でございます。

予算を御承認いただきましたなら、直ちに市町村やJA、市中銀行等に対する説明会を開催するとともに、農家に対する制度の周知を図り、資金を必要とする農家が速やかに借り入れることができるよう進めてまいりたいと思っております。

団体支援課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浜田担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。説明資料の17ページをお願いいたします。

上段、下段ございますが、まず上段の企業等農業参入支援事業費におきます156万6,000円の繰り越しは、研修用ハウスの整備等の経費でございます。また、下段でございますが、農業大学校施設整備事業費1億1,194万7,000円の繰り越しでございますが、これは哺育牛舎の整備及び研修・研究用の備品、こういったものの整備でございます。

上段、下段とも、今年の2月補正に措置したものでございまして、計画の策定あるいは設計のための時間が足りず、やむを得ず繰り越しをさせていただきました。

担い手・企業参入支援課は以上でございます。どうぞよろしく御審議いただきますよう

お願いします。

○板東流通企画課長 流通企画課でございます。資料3ページをお願いいたします。

ブランド確立・販路対策費といたしまして、補正額を要求しておりますところでございます。

これは、去る3月に発生いたしました東日本大震災に伴う福島原発事故を機に、安全性を危惧する輸出相手国から、産地証明等の発行が求められており、現在、農林水産省の要請を受けて、県が発行しておりますところでございます。

今回、この産地証明等の発行事務に係る非常勤職員の任用経費を補正予算をお願いしているところでございます。よろしくをお願いいたします。

次に、資料41ページをお願いいたします。

地産地消の推進に関する施策につきまして報告させていただきます。

なお、資料41ページから47ページにつきましては、議案書掲載の報告でございまして、23年度の施策80を示しております。

なお、委員会におきましては、22年度の取り組み成果を含めまして報告させていただきます。資料につきましては、50ページから73ページでございますけれども、その前の48ページに内容を要約したものを添付させていただいております。これを用いて今回説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

48ページでございますけれども、まず、平成21年3月6日の条例施行後、直ちにくまもと地産地消推進庁内連絡会議を設置いたしまして、庁内で連携をとりながら本事業を推進しているところでございます。

地産地消の推進に関しましては、ここにございます1の(1)の県民の方々への情報提供による意識啓発を基礎としつつ、順番は前後いたしますけれども、(4)の食文化、食育、

木育等を通じた農林水産業への理解の増進や、(5)の都市と農村漁村、生産者と消費者の交流といった取り組みを図るとともに、直接的な地産地消の推進方策といたしまして、(2)の多様な産業、組織と連携した農林水産物の利活用の促進、あるいは(3)の県内農林水産物の販売促進の取り組みを実施しておりますところでございます。

22年度は、全部で8部局76施策を実施いたしました。主なものをこの資料に沿って順番に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、(1)の情報提供と普及啓発につきましては、ホームページ・熊本県地産地消サイトの開設によるインターネット——先ほどありましたあの55万5,000件というやつでございますけれども、やテレビ、イベントなどを活用いたしました効果的な情報提供や普及活動などを実施してまいりました。

一番下、成果にございますように、地産地消への関心につきまして県民アンケートを実施しておりますけれども、22年度は89.2%と、着実に高まっているところでございます。

(2)の多様な産業、組織と連携した農林水産物の利活用促進につきまして、ここでは球磨焼酎のブランド化で、農林水産部が原料米の生産、商工観光労働部がPRを連携して取り組むことで、県産原料米の使用が45%と、大きく増加をしておりますところでございます。

また、(3)の県産農林水産物の販売促進でございますが、県内の物産館直売所や量販店における販売促進活動の支援、消費拡大などに取り組んでおりますところでございます。

成果、最下段にございますように、直売所の農産物販売額、平成20年の78億円から平成21年の90億円と、経済の活性化、循環が進んでおりますところでございます。

また、県有施設に設置する自動販売機につきまして、地産地消商品の提供を推進しておりますところでございます。専用の自販機も、県

庁プロムナードや免許センターに設置されたところでございます。

(4)の食文化や木育等を通じました理解増進につつましてですけれども、ふるさと食の名人、これは268名認定されておりますけれども、伝統食の伝承や発信、地域の食材を使ったメニュー開発など、地域内外に向けた活動の取り組みを支援してまいりました。

(5)の交流関係につつましてでございますけれども、生産者、消費者、流通や食品関係の事業者など、1,700名を超えるくまもと食・農ネットワークがございますが、これらが取り組む地産地消フォーラム等の開催等を支援しているところでございます。

次に、49ページに行きまして、23年度に推進する主な施策の紹介をいたしたいと思えます。項目別でございますけれども、同じ順番でございます。

(1)の普及啓発につつまして、魚食の普及に向けた消費者に対する情報提供を行うくまもと地魚マスター認証制度事業など、17施策に取り組むことしております。

また、(2)の利活用促進につつましては、飼料用の稲を耕種地域と畜産地域で広域に連携させて、畜産物を生産し、認知度向上と消費拡大を進めるくまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業など、24施策に取り組みます。

また、(3)の販売促進につつましては、県産材の活用を推進する地産地消の家づくり推進事業や県営団地の畳がえに県産畳表を使用する公営住宅維持補修事業など、26事業に取り組めます。

また、(4)の理解増進活動におきましては、毎月19日を食育の日として、ふるさとくま(熊)さん(産)デー、これは学校活動でございますけれども、県産品を活用したメニューの学校給食での提供を支援する食育推進事業など、6施策に取り組んでまいります。

また、(5)の交流につつましてでございます

すが、環境と調和したくまもとグリーン農業により、消費者や企業の理解促進を図りながら実施する流通・消費拡大事業など、7事業に取り組めます。

以上、23年度に取り組む施策は8部局80施策となっております。今後とも、商工業との連携や観光振興との連携、さらには食文化等の生活文化の継承などに配慮し、県民の郷土愛をはぐくむような取り組みを地産地消と位置づけ、関係機関と連携を深めながら、より一層の推進を図ってまいります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○原むらづくり課長 予算関係でございます。4ページをお願いいたします。

山村振興対策事業費でございます。

内訳といたしまして、中山間地域等直接支払事業の市町村推進事業費を、国庫の内示増に伴い増額するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、繰り越し関係でございます。18ページをよろしくお願いいたします。

繰越明許費でございます。

地域担い手経営基盤強化総合対策実践事業費でございます。

錦町での畜舎建設工事が、宮崎県の口蹄疫発生に伴いまして着工が遅延したために、1,300万円余を繰り越したものでございます。工事につつましては、6月で竣工していることを確認いたしております。

下段に参ります。

県営中山間地域総合整備事業費でございます。

11月補正で御承認いただきました事業費を含めまして、9地区、4億6,300万円を、換地や用地対策等に不測の日数を要したために繰り越したものでございます。現在、竣工を目指して鋭意努力しているところでございます。

ページをあけてもらいまして、19ページを

お願いいたします。

事故繰り越してございます。

地域担い手経営基盤強化総合対策実践事業費でございます。

あさぎり町での共同乾燥施設建設工事で、東日本大震災に伴いまして年度内竣工ができなくなったものでございます。現場の方、工事は5月に竣工しております。

以上でございます。

○松尾農業技術課長 農業技術課でございます。資料の5ページをお願いいたします。

農業改良普及費でございますけれども、これは説明欄のとおり、東日本大震災の津波で被害を受けました農地の除塩対策を支援するために、被災県に職員を派遣しまして、被害農地の実態に応じた除塩計画ですとか、作付計画の策定支援等を行うものでございまして、新規に426万円余の補正をお願いするものでございます。

農業技術課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○本田農産課長 農産課でございます。資料の20ページをお願いいたします。

小麦高付加価値システム化事業費、くまもと地産地消の家づくり推進事業費、これは畳表分です。それと、食料自給率向上・産地再生緊急対策事業費、この3本につきまして、それぞれ施設運営に伴う人員配置の調整、あるいは資材の入手難、あるいは地元との調整ということで繰り越しを行うこととなったものでございます。

農産課は以上でございます。

○野口園芸課長 園芸課でございます。6ページをお願いいたします。

説明の欄にございます、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業、既存事業の増額でございます。

昨年12月から3月の低温によりまして、重油使用量の増加と価格の高騰から、生産現場では、省エネ施設等の導入によるコスト低減対策に取り組む農家が増加をしております。そこで、施設園芸農家の省エネに対応した二重カーテンあるいは循環扇などの施設、機械等の導入に係る事業費助成の増を要求しているものでございます。

また、あわせまして、ハウスの軒高が低いために、省エネ効果の高い二重カーテンの導入が困難なハウス、県内既存施設の7割を占めるんですけども、そういうハウスでの改良技術の現地実証試験を行うものでございます。

繰り越しの方をお願いいたします。21ページでございます。

熊本みかん高品質化緊急対策事業費でございます。

2月補正でお願いしたものでございます。対象地域の園地調査のため、全額を繰り越して対応させていただいております。

園芸課は以上でございます。

○平山畜産課長 畜産課でございます。資料の22ページをお願いいたします。

明許繰越費に係る計算書でございます。

畜産流通センターの施設改修のほか、TMRセンターと呼んでおります飼料製造施設の整備、中央家畜保健衛生所における口蹄疫対策のための資材備蓄倉庫などの整備、公社の畜産基地建設を行うものでございます。

繰り越しの理由は、効率的な施工を行うために、設計などに時間を要したものでございます。間もなく竣工を予定しておるものを含め、早期完成に努めてまいります。

次、23ページをお願いいたします。

事故繰り越しに係る計算書でございます。

中央家畜保健衛生所における検査用物品購入について、東日本大震災の影響で年度内の納品が困難となったものでございます。な

お、4月26日に納品は完了しております。

畜産課は以上でございます。

○宮崎農村計画課長 農村計画課でございます。

繰越明許費でございますが、24ページをお願いいたします。

農業農村整備推進交付金事業費でございますけれども、交付対象になっております団体営の排水路の整備事業で、国から昨年12月に補助金の追加内示がございまして、地元調整に不測の日数を要したために、県から市への交付金についても繰り越しをさせていただいたものでございます。

農村計画課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○田上農地整備課長 7ページをお願いします。農地総務費でございます。

438万円余の増額補正をお願いするものでございますが、これは東日本大震災の復興支援を行うため、農業土木技術職員を派遣することに伴い必要となります非常勤、代替職員の雇用に要する経費でございます。

続きまして、土地改良費と、次の8ページの農地防災事業費についてでございます。

説明欄に記載しておりますように、宇土市の大河洲地区、芦北町の芦北地区、8ページの宇城市の北新田地区の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

この3地区におきましては、いずれも排水機場の整備を計画的に実施するものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

繰り越しでございますが、25ページから26ページにかけて記載しております。

26ページに合計を記載しておりますけれども、農地整備課といたしましては、県営かんがい排水事業費から農地保全事業費まで、合わせまして7つの事業で37億1,700万円余の

繰越額でございます。

22年度の11月補正予算及び通常の繰り越し分として、用地補償や計画設計に関する諸条件の関係でやむなく繰り越しをいたしましたけれども、事業効果の早期発現がなされるよう、工事の早期完了に向けて努力してまいります。

次に、37ページをお願いいたします。

第8号議案工事請負契約の変更についてでございます。38ページで御説明いたします。

この議案は、平成22年2月定例県議会におきまして議決されました画図南部地区排水対策特別事業第11号工事ほか合併請負契約について、工期を変更するものでございます。

詳細については記載のとおりであります。が、工事内容は、排水ポンプ製作据付工、工事場所は熊本市御幸木部地内、契約金額5億3,300万円余、請負業者は荏原製作所九州支店社会システム営業所でございます。

変更内容は、工期を、平成22年3月4日から平成23年8月31日までのところを、平成23年10月24日までに延長するものでございます。

変更の理由としましては、排水機場本体と吐き出し水槽とを結ぶ配管工事におきまして、作業の安全のために用いる埋設矢板の材料が、東日本大震災の影響で予定どおり入手できなかったためでございます。

農地整備課は以上でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。資料9ページをお願いいたします。

林業総務費でございますが、森林・林業再生モデル事業につきまして、国庫内示増に伴いまして増額をお願いしてございます。

次に、林業振興指導費でございます。

備考欄にありますように、間伐等森林整備促進対策事業の路網整備に対する助成につきまして、財源となる熊本県森林整備促進及び林業等再生基金が今年度で基金事業が終了の

ため、基金残を有効に活用することとして、増額をお願いするものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

繰り越しに関して御説明させていただきます。

森林整備課関係は、上から3つ目の欄にございます森林環境保全整備事業費で、112カ所、12億6,700万円余を初め、6事業で174カ所、21億1,000万円余を繰り越しております。

理由といたしましては、補正予算により繰り越しをお願いしたものでございまして、いずれも年度内に完了する予定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○岡部林業振興課長 10ページをお願いいたします。

上段の林業振興指導費の林業・木材産業振興施設等整備事業費で、3,865万円余の増額をお願いしております。

これは、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金を活用して、2事業体の高性能林業機械の導入及び木材加工流通施設整備に対して助成を行うものであります。

次に、下段の林道事業費で、新規として164万円余の増額をお願いしております。

これは、東日本大震災の復旧支援に、林道関係の技術職員を派遣するのに要する関連経費でございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

繰り越し関係です。

林業費の県産材利用加速化促進事業費のほか、29ページにかけて、9事業、50カ所で23億8,976万円余の繰り越しとなっております。なお、この中には、経済対策対応の補正分、4億610万円余も含まれております。

繰り越し理由といたしましては、用地関

係、設計等に関する諸条件により、不測の日数を要したものであります。5月末で3カ所が完成しておりますが、他は年度内の完了を予定しておるところでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

事故繰り越しであります。

林業費のフォレスト・コミュニティ総合整備事業費で実施中でありました山都町の緑川源流付近にあります湯鶴葉線におきまして、工法を見直す必要が生じたほか、積雪等の影響もあり、工事に不測の日数を要し、やむを得ず事故繰り越しを行ったもので、3,741万円余であります。他の部分の改良工事などとあわせて、11月の完了を予定しております。

林業振興課は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○本田森林保全課長 森林保全課でございます。資料11ページをお願いします。

治山事業費でございます。

164万円余の増額補正をお願いしております。これは東日本大震災復旧支援に伴う治山事業の技術者の派遣に伴う経費を計上しております。

次、31ページをお願いします。

明許繰り越しでございます。

31ページ上段の治山事業費から32ページ下段の過年治山災害復旧費まで、7事業、135カ所で32億3,100万円余の繰り越しをお願いしております。

繰り越し理由といたしましては、経済対策に伴う補正予算のため工事着手がおくれたこと、また、昨年は降雪等の天候不順により事業進捗がおくれたこと、さらに、地盤等の影響による計画の見直しなどにより繰り越しを行ったものでございます。いずれの箇所も、年度内には完了の予定でございます。

続きまして、33ページをお願いします。

事故繰り越しでございますが、これは平成

21年度の梅雨前線豪雨により被災しました八代市泉町樅木地区の緊急治山事業と治山施設の災害復旧事業でございます。

当該地区につきましては、事業実施後に地すべりが発生し、調査や工法の変更に時間を要した上、降雪による事業進捗のおくれが重なって、やむを得ず繰り越しを行ったものであります。なお、事業は6月15日にすべて完了しております。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございます。まず、12ページをあけていただきます。

水産業振興費のうち、水産資源保護育成事業費、説明欄にありますとおり、これは、全国豊かな海づくり大会を平成25年度に本県で開催することを目指しまして、基本構想、基本計画等を検討いたします実行委員会の運営経費等として、今回新たに補正予算をお願いしております。

下の欄、栽培漁業事業化促進事業費、これは、説明欄にございますみんなで育てる豊かな海づくり事業につきまして、今年度から資源管理・漁業所得補償対策が始まりました関係で、これまで県に交付されてきました国庫補助金が、資源管理協議会へ変更して交付されることになったため、県の予算の減額と財源更正、あわせましてこの対策を推進するための県の経費を追加いたしております。これらを合わせて118万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費でございますが、34ページをお願いいたします。

赤潮被害対策実証試験支援事業費でございます。

これは、22年度2月補正で、国の交付金に基づきまして予算を計上したものでございますが、研究方針あるいは試験計画の決定に日数を要したため、繰り越しをいたしましたもので

ございます。

水産振興課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○平尾漁港漁場整備課長 13ページをお願いいたします。

漁港建設管理費に係る漁港管理費につきましては、東日本大震災の災害復旧支援のため、宮城県への土木技術職員派遣に伴い、派遣職員の業務を代替するための業務委託に要する費用として、920万5,000円の増額補正をお願いするもので、補正後の漁港漁場整備課計は、最下段に記載のとおり、30億9,905万1,000円となります。

次に、35ページをお願いいたします。

繰り越しについてでございますが、35ページから36ページにかけて、10の事業、案件にいたしまして17件について、いずれも計画に関する諸条件により、やむなく8億7,164万64円の翌年度繰り越しをお願いしております。

漁港整備課は以上でございます。

○池田和貴委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思っております。その前に5分休憩をとりたいと思っております。2時5分から再開したいと思っております。

午後1時59分休憩

午後2時6分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

付託議案の関係で、執行部からの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思っております。質疑はありませんでしょうか。

○中村博生委員 園芸課、野菜振興対策費ですね。これは、戸数というか、地域ごとにどのくらいずつあつとですか。

○野口園芸課長 地域ごとにと申しますと。

○中村博生委員 これは、振興局単位ですのわけ、JAごとにするわけ。生産者団体ですのうと。

○野口園芸課長 これは手挙げ方式でございまして、こういう要望をしたいという農家、3戸以上の農業者の方で、希望する者に対して補助をするものでございます。

○中村博生委員 幾つぐらいあつとですか。

○池田和貴委員長 今どれぐらい上がってきているかということでしょう。

○中村博生委員 今、申請中。

○野口園芸課長 今ちょうど4,000万ぐらいの省エネに関する事業費は上がっておりますが、どこの地区でどれだけという数字は今持ってきておりません。

○中村博生委員 もう締め切りは済んどつとですか。

○野口園芸課長 1回目の希望調査は終わっております。

○中村博生委員 2回、3回であつとですか。

○野口園芸課長 従来の稼げるという事業の中で、1回目の事業要望調査を終わっております。今回補正でお願いをいたしまして、事業費がふえますと、また2回目ということになると。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしようか。

○城下広作委員 ちょっと確認です。地産地消推進に関する主な施策の中で、3番の農林水産物販売促進で、公営住宅に維持補修事業で県産のイグサを使うというふうにあるんですけれども、これは新しい——県営住宅で畳表をかえるという形の部分ですかね。それとも、今現在住んでいるとの畳表がえの部分ということですか。ちょっとこれは確認です。

○本田農産課長 これは県営住宅を出るときに入れていただくということでございます。

○城下広作委員 それで、公営住宅は、新しい人が出るときに畳がえして返していくということですけど、普通のところは30年に1回しかかえないらしいですもんね、畳は。だから、公営住宅の人に聞いたら、畳は人が入れかわらないと、最初に入った人がずっと入って、仮に住んでいれば、畳がえは30年に1回しかかえないらしいんですよ。だから、これはあんまり畳がえで、そこで回転するということはほとんどないらしいんですよ。

私も、それは30年に1回ですか、冗談でしょうと言ったら、本当ですということで、だから、自分でたしかかえるなら別にそれはいいけど、それは自腹ですたいね。ただ、公営住宅のを公に買いかえてあげると、畳をかえてやるというのは30年に1回だったかな、50年だったか、30年だったか、そのくらいなんですよ。それで、普通ならばろぼろで、だから、公営住宅の畳というのは、要するに基本的不にかえないというようなことで、これをもっと、例えば10年とか、15年に1回とかかえられぬのかという相談を受けているんですけれども、これはきょう住宅課がないからわからぬでしょうけれども、何かたしかそういう頻度、ちょっと詳しい年度を知っていれば、だれか。知らないですか。

○本田農産課長 今回の関連で、県営住宅の退去者の場合は、必ず畳表をするようになっておりますので、ある程度古くなった場合はですね。その場合は、退去する場合に、県産の畳表を使いましたという出荷証明みたいなものをつけまして、そういうことでしているんですけれども、ただ、その30年に1回というのは、ちょっと何か長過ぎるような気がいたします。

○城下広作委員 私も、だからびっくりしたんです、かなり長過ぎると。基本的には、公営住宅は一時的な住まいと、だから長くいることはないと想定してかえないらしいんです。ところが、現実には、ずっとやっぱりおられるんですよ。そうすると、畳がえを行政の方からするということはないという、よくよくかえるならば、30年に1回ぐらいは、じゃあ建物の老朽化に伴って、そのときは自然にかえることがあるだろうというような話だったものだから、ちょっとそのスパンは長いなということで、もう少しこれが短い期間であれば、せめて県営住宅だけでも畳がえが、引っ越ししない方でもできてくると量がふえるのかなというふうに思ったものですから。

これはぜひ住宅課に確認して、30年に1回だったら——まあ、あちらの感覚で、なかなかそんな金がないから、そんな無理なことは言わぬでくれと言われればそれまでなんですけれども、熊本産の畳をもっとふやすというのであれば、それも一つの手かなということで、ちょっと感じた次第でございます。

○池田和貴委員長 わかりました。そこは住宅課の方と確認をとってみてください。

○本田農産課長 わかりました。

○池田和貴委員長 ほかに何かございません

でしょうか。

○田代国広委員 今回の、全国知事会の要請に伴いまして、農業土木技術者を派遣していますね、何チームか。この派遣の積算の根拠とございますか、例えば手当あたりがどうなっているとか、旅費とか、そういったのはどうなっているんですかね。

それが1つと、もう一つは、この繰越計算書、これは明許じゃないですね。繰越計算というのは、これは報告でいいわけですかね。

以上、2点お願いします。

○池田和貴委員長 済みません、2つ目の質問がちょっと……。

○田代国広委員 繰り越しは、報告で言わぬですたいね、これは。

○池田和貴委員 繰越明許が報告です。それで……。

○田代国広委員 普通、元来繰り越しそのものは、本来好ましくないわけでしょう。この場合、やっぱり補正予算で手当てした場合なんか、どうしても年度内は無理だということで繰り越されるというケースもあるでしょうし、ここで事故繰り越しは、どういった前提で事故繰り越しというふうになっているんですか。

○池田和貴委員長 事故繰り越しをするときの基準というか、そういうことってことですか。それとも、この1件1件に関してってことですか。

○田代国広委員 全体で。

○池田和貴委員 全体のときに、どういった

場合に事故繰り越しが認められるかどうかという、その基準のお話ですか。

それでは、まず1点目から。

○田上農地整備課長 農地整備課でございます。

7ページの東日本大震災復興支援事業の農業土木職員の派遣でございますけれども、43万8,000円計上しておりますが、これは、農業土木技術職員を派遣しまして、その派遣に要する費用ということではございませんで、派遣したかわりに非常勤の代替職員を、例えば熊本農政事務所が出せば、その熊本の事務所の人が1人手薄になりますので、その非常勤職員を雇用すると。その雇用に要する費用を計上しております。

派遣費用等については、人事課の方で一括して計上されていると聞いております。

○池田和貴委員長 1点目はよろしいですか、田代委員。今のでよろしいですか。

○田代国広委員 わからぬ。ということは、今言った400何十万ですか、と、今度は向こうへ派遣された費用が全く同等とは限らぬわけですね。例えば、ここで計算されている400何十万とあっちに派遣されていく経費というのは、差があることも当然考えられるわけですよ。

○池田和貴委員長 よろしいですか、1点目の質問については。

○田代国広委員 だったら、その派遣されていく場合の手当なんか、別にこれではわからぬわけですね。

○豊田政策審議監 私、3月まで人事課におりましたものですから、それにお答えしますと、通常の短期のこういう派遣職員につきま

しては、給与はもちろんこちらで払いますけれども、基本的に短期は出張旅費という形で——出張命令で行きますので、その出張に要する経費とか、ある以上については人事課の方で一括して計上しておるところで、これは総務常任委員会の方に一括して報告してあります。

先ほど説明がありましたように、今回部でしておりますのは、そういう職員が行きますことに伴いまして、その間の職員を代替として非常勤職員を、月10何万ですか、そういう形で雇うための、いわば人件費といいますか、賃金の費用をこちらの部では見ていると、そういうことでございます。

○田代国広委員 なぜ手当を聞いたかというところ、新聞に載っていたのが、自衛隊ですね。自衛隊は、今回災害派遣されている場合、かなり高額な手当が出ているじゃないですか。例えばヘリコプターから水を落とした人、4万ですか、手当が。1日でしょう。そうすると、普通の災害派遣なんか、1日1,600何十円ですね、手当は。それが今回倍とか。非常に高額な手当が閣議決定されているんですよ、最近。自衛隊という、我々、当然、国家、国民の生命、財産の安全を守っているんで、なぜそんな多額な手当が必要かと思ったものですから。特殊なこととはいいいながらも、ちょっと疑問に思ったので触れたんですけれども、わかりました。

それと、繰り越し……

○池田和貴委員長 あと、2点目については。

○国枝農林水産政策課長 政策課でございます。

まず、明許繰り越しの方でございますけれども、これは22年度内に12月議会とそれから2月議会に御審議いただいております、こ

の枠の中の範囲でということなので議会から御承認いただいているということでございます。

○田代国広委員 それは報告だね。

○国枝農林水産政策課長 はい。

それから、事故繰り越しでございますけれども、特段こういう場合なら事故繰り越しにしてよいという基準はございません。ただ、明許繰り越しの方で御審議いただいた以外の内容で、予測しがたいものが出た場合にやむを得ず繰り越しさせていただくということで、また報告させていただくという形をとらせていただいております。

○田代国広委員 国の補助事業あたりもあるわけですよね。事業の中に、事故繰りの中にも。

○国枝農林水産政策課長 はい。

○田代国広委員 元来、事故繰り越しをしたならば、補助金返納というようなペナルティーというか、そういったのはなかったんですか。

○国枝農林水産政策課長 それはないと思います。あくまでもやむを得ない理由によりということでございますので、それは制度上。

○豊田政策審議監 基本的に、明許繰り越しにしる、事故繰り越しにしる、補助があるものについては、国の方と協議をして繰り越しをしているということでございますので、基本的には、その範囲内で執行する分には補助金の返還とかいうのは生じないというふうに考えております。

○田代国広委員 じゃあ、ここで明許繰り越

し、例えば22年度工期末が23年度に繰り越すわけですね。これを、一応明許繰り越しとっておるような状況で、例えば24年度にまたがった場合、そういう場合は事故繰り越しという形で処理されるというふうに理解していいですか。

○豊田政策審議監 基本的に、予算は単年度主義でございますので、その年で終わるのが原則と。どうしてもやむを得ない場合は、翌年に繰り越すのが明許繰り越しと。その中で、さらにどうしてもいろんな事情で、災害等の事情もあって、さらに繰り越さざるを得ない場合が事故繰りという形で、自治法とか財務規定からいくと、最大3年間是可以という形で、その範囲内でやっているということでございます。

○田代国広委員 そうすると、県の場合は、ほとんど事故繰り越しであっても、すべてほとんど認められた、いわゆる補助金返納なかなかったということですね。

○豊田政策審議監 基本的にはそういうふうに考えております。

○田代国広委員 わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。――ほかに質疑がないようでございますので、以上で質疑を終了したいと思います。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第8号について、一括して採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号及び第8号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号及び第8号は、原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 それでは、そのように取り計らいたいと思います。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、宮崎農村計画課長、報告をお願いいたします。

○宮崎農村計画課長 私、農村計画課でございます。私の方から、2件御報告をさせていただきます。

1件が、主要事業説明のところでも御説明をいたしましたけれども、国営川辺川土地改良事業(利水事業)の状況、それからもう1件が、国営大野川上流土地改良事業の状況につきまして御報告をいたします。

まず、川辺川土地改良事業(利水事業)の状況でございます。

説明資料で、主な経緯のところに書いてございますように、昭和58年に事業着手をいたしましたけれども、その後、その下でございます。計画変更の同意取得手続に係る訴訟がございまして、結果的に平成15年5月に国側が敗訴をしたというようなことでございます。こういった状況を受けまして、平成15年6月から、新しい利水計画の策定のための事前協議を実施したというようなところでございます。

そうしまして、結果的に、括弧に書いてございますように、総合調整役でございます県といたしましては、次のページにポンチ絵を載せておりますけれども、川辺川ダムに水源を依存しないという形で、既設導水路活用案というものに絞り込みをいたしまして、手続に入っていくというような整理をしたわけでございます。

その後、下の経緯にもございますように、地元の調整が図られてきているという状況ではございますが、まだ地元の合意に至っていないというような状況でございます。

なお、平成20年度から、事業につきましては休止というような状況になっております。

3番の最近の状況について御説明をいたします。

事業主体でございます国につきましては、事業の再開に当たりましては、関係の6市町村の合意並びに川辺川下流に水利権を持っておりますひとよし土地改良区、それから相良村土地改良区の同意が必要ということでございます。

6市町村長並びに議会につきましては、既設導水路活用案で合意をいただいているわけでございますが、ひとよし土地改良区についても、同様に、水利権に係る同意をしたところでございますけれども、相良村土地改良区のみ同意が得られていない状況だというようなことでございます。

このため、関係の6市町村の皆様方で、相良村土地改良区に対しまして、平成21年度以降、水掛かりごとの説明会でありますとか、アンケート調査、こういったものを実施するとともに、本年に入りまして、1月以降、2回にわたりまして直接意見交換を行うという、そういった努力をされておるところでございます。

現在、関係6市町村長につきましては、相良村土地改良区理事等と調整を図っておられるということで、今後、国営事業の再開に係

る地元合意形成につきまして、結論を出していきたいというふうな意向だと伺っております。

今後の進め方でございますけれども、県といたしましては、地域の基幹産業でございます農業の振興を図るという観点から、新たな営農の展開を可能といたします安定した水の確保は重要な課題と考えております。今後の地元の動向を見きわめながら、適切に対応していきたいというふうに考えております。

次に、国営大野川上流土地改良事業（大蘇ダム）の関係につきまして御説明をいたします。

事業でございますけれども、阿蘇市、それから産山村、それから大分県の竹田市にまたがる2,200ヘクタールへの用水供給を行うということで、新規水源といたしまして産山村に大蘇ダムを建設するというようなものでございます。

主な経緯でございますが、昭和54年に事業を着手いたしまして、平成6年から主要工事の一つでございます大蘇ダムの建設に着手をしたということでございまして、平成17年から大蘇ダムの試験湛水を開始したわけでございますけれども、その中で、ダムの貯留水が予想を上回って地山に浸透をしていくというような問題が判明したということでございます。

そうしまして、この問題につきまして、昨年3月、農林水産副大臣が、本県並びに大分県の方に来られて、この問題についての基本的な方針について説明があったということでございます。

3番目でございます。最近の状況でございますが、先ほど申し上げましたように、昨年の3月に示された国の対応方針が以下でございます。平成22年度、昨年度から地域の水需要に応じた用水供給を行いますというのが1点目でございます。2点目につきましては、昨年度から本年度、来年度、3年間にわたり

まして、用水供給と並行をいたしまして、大蘇ダムの浸透抑制対策を全額国費で行うということでございます。もう一つは、ダムの利水機能や地域の水需要を検証するというような方針が示されたわけでございます。

昨年度の状況でございますが、用水供給につきましては、21年度から本県では水利用が開始されておりますけれども、昨年度は22ヘクタールで水の利用を行っております。

それから、浸透抑制対策につきましては、資料の次のページに少し写真を載せておりますけれども、左岸の斜面の一部につきまして、約1万平米でございますが、コンクリートの吹きつけ工を予定どおり実施をしております。本年度も実施をしております。

それから、利水機能の検証につきましても、継続して実施をしておるといような状況でございます。

今後の進め方でございますが、本県から国へは、以下の点につきまして、意見として伝えているところでございます。1つ目は、水利用が開始をされておりますので、こういった農家の皆様方に用水を途切れないように供給するというようなことが1点目でございます。2点目は、大蘇ダムの浸透問題に係る、先ほど御説明をいたしました国の対応方針につきましては、確実に実行してくださいというのが2点目。3点目は、今後、大蘇ダムの浸透問題、これに係る対策については、国の責任において対応してほしいことを言っております。

本県といたしましては、今申し上げましたような意見を基本的なスタンスといたしまして、国が昨年度から実施をしております検証の結果、それから農家の皆様方の水需要の状況を見ながら、農家の意向を踏まえまして、段階的に末端整備を行うとともに、引き続き必要な営農支援をやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員長 ヒラメ及び馬刺しに係る病因物質不明有症事例についての報告もあわせてお願いいたします。

○国枝農林水産政策課長 お手元、横紙で右上に健康危機管理課と書いてある紙について説明させていただきます。

このペーパーでございますけれども、本日、健康福祉部の方から厚生委員会に報告される資料と同一のものでございます。関係がございますので、農林水産常任委員会の方にも御報告させていただくという次第でございます。

厚生労働省におきましては、一過性で軽度の下痢や嘔吐等の症状を示す有症事例でございますけれども、これのうち食中毒菌やそれからウイルスが検出されない原因のわからないものについて調査を行っておりまして、そのうち摂食した生食用の食品のうち、最も件数の多かったヒラメと、それから魚類以外で多かった馬刺しの2点について、食品衛生上の観点から、これまで調査を進めてきたところでございます。

その結果が、4月25日に国の食品衛生審議会の下の委員会で報告がなされまして、この6月17日付で、この提言を受けまして厚生労働省の方から、部長名通知で各県等に対して通知が発出されたものでございます。

内容につきましては、1枚めくっていただきまして、2ページの方をお願いいたします。

2ページの3番のところでございますが、まずヒラメにつきましては、調査の結果、クドア属粘液胞子虫という一種の寄生虫の寄生が確認されたものがございまして、これが下痢症状を引き起こす可能性が高いということが報告されておりますが、これについては、一定条件下の冷蔵または加熱により失活、つまり病原性は失われるということもあわせて

報告されております。

それから、本県特産の馬刺しについてでございますけれども、こちらにつきましても、住肉胞子虫というものの寄生が確認されてございます。下痢症状等についての病原性があることが強く示唆されておりますけれども、こちらにつきましても、加熱または一定条件下の冷凍により失活するということが報告されております。

この提言を受けまして、厚生労働省から通知が出ておるわけですが、こちらにつきましては、今後同様の事例が発生した場合には食中毒事例として扱いますと、それから、この内容につきまして、関係事業者等に対し、食中毒の発生防止に努めるよう指導を行うようにという指導文書が出ているところです。

いずれにしましても、食品衛生の観点からは、一過性で重篤な症状を示すものではございませんでして、毒素が体内に残留するという可能性も少ないということでございます。

提言の中でも言われておりますとおり、これにつきましては、正確な情報を伝えて、消費者には過度に神経質になることのないように、また、関係業者につきましても、現実的な対応をとるよう、事実の周知等に努めていくのが今後重要であるというふうに考えてございます。

報告は以上でございます。

○池田和貴委員長 ありがとうございます。

以上、報告事項3件終わりましたが、ここで質疑を受けたいと思います。質疑はございませんでしょうか。

○中村博生委員 川辺川ですけれども、相良土地改良区が今何か意見交換会をされているということですが、感觸的にどういった状況なんですか。

○宮崎農村計画課長 意見交換会につきましては、1月、2月にそれぞれ1回ずつ開かれました、関係の6市町村長さんがそろわれて、それから相良村土地改良区の全組合員に御案内を出されて意見交換会が開かれたということでございます。

賛否両論ございました。賛成の方につきましては、今後の農業の展開を図っていく上で、水はやはり必要だというようなこと、それから、現実的に、ポンプで揚水をされたりしておりますので、その維持管理費が相当かかっていると、老朽化も激しいということで、国営事業について、ぜひ推進をしたいというようなお話があると同時に、反対をされる皆さんについては、将来の維持管理費の問題でございませつか、水利権の問題なんかについての懸念が示されたということでございまして、なかなか2回意見交換を行った段階では、じゃあこれで行こうといったような結論としては出ていないというような状況でございまして、それを打開するというので、直接また相良村土地改良区の――役員の方というふうに聞いておりますけれども、直接また首長さんが意見交換をしたいというような調整を、まあそういうような意向を持っておられると。それで具体的に調整をされているというふうに伺っておりますので、その結果というのをまず我々としてもお聞きしたいなというふうに感じておるところでございませつか。

○中村博生委員 なら、以前と中身的にはあんまり変わらぬということですよ。ちった進歩したっだろうばってん。相良村議会は、この案に合意されとつとでしよう。相良土地改良区の理事長というのは、もうかわらしたつですかね。

○宮崎農村計画課長 先ほど反対をされてい

る方がおっしゃっている意見については、従来お話があったポイントと基本的に変わっていないというような状況でございまして、それについてはこうだと、例えば水利権につきましても、具体的な話につきましても、国からこのような形でやるというようなことについても説明をしておるわけでございませつかけれども、なかなか納得をいただけないという意味では、委員おっしゃったように、そういう意味ではあんまり話は進んでいないというようなことでございませつか。

それから、後半の部分の相良村土地改良区につきましては、この4月に新しい理事長が選任をされております。ということでございませつか。

○中村博生委員 これも結構年数的にかかるとるけん、58年11月が事業着手という形でなつとつとですが、やっぱりこの農業情勢を考えると大変厳しいものがあると思ひませつかけれども、まあ短期決戦といひませつか、なるべく早く解決するよな、県からもあれしてくださひ。

○池田和貴委員長 それは要望でよろしゅうございませつか。

○中村博生委員 はい、要望しておきませつか。

○池田和貴委員長 ほかにございませつかでしようか。――なければ、これで報告に対する質疑を終了いたひませつか。

次に、浦田副委員長の方から、意見書に関する提案があるということですよ。

説明をお願いいたひませつか。

○浦田祐三子副委員長 本委員会からの意見書提出を提案したいと思ひませつか。

2件ございませつか、1つは、農業農村整備に必要な予算確保を求める意見書、もう一つ

は、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書です。

意見書の案を用意いたしましたので、ただいまからその案をお配りさせていただきたいと思っております。

○池田和貴委員長 事務局、配ってください。

（意見書(案)配付）

○池田和貴委員長 本委員会から、これらの意見書を提出していただきたいという提案があります。

まず、農業農村整備に必要な予算確保を求める意見書について、意見書(案)を事務局から読み上げていただきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

○徳永議事課課長補佐

農業農村整備に必要な予算確保を求める意見書(案)

農業農村整備は、農地の整備や農業用水の安定供給、農地の排水対策等を行い農業生産性の向上を図るとともに、農地の排水対策を担う排水機場は、地域排水の役割をも担い住民の安全確保に貢献するなど、本県の農業・農村を支える重要な事業である。

このようなことから昨年、国の予算の大幅な削減を受けて、熊本県議会は「予算の確保を求める意見書」を4回連続して提出してきたところである。

しかしながら本年度の予算においても、6割以上削減された平成22年度より更に削減され、地方が必要とする予算が到底確保されておらず、その結果、継続地区の完了工期の延伸、新規地区の採択凍結等の多大な影響が出ており大変遺憾である。

また、政府が進める地域主権改革の中で、地域の自由裁量を拡大するとのかけ声のもと、平成22年度には農山漁村地域整備

交付金、平成23年度には地域自主戦略交付金が創設されたはずであるが、そもそも地方が必要とする予算総額が全く確保されておらず、地方の自由裁量を拡大するどころか、計画されていた事業さえ先送りせざるを得ない現状であり、政府が掲げる「地域主権」と実態は大きくかけ離れている。

本年度の予算復活を期待していた地元農家では、昨年から更に予算削減されたことから、「いつになったら整備が出来るのか」、「完成後の営農に夢を抱いていたが、打ち砕かれた」、「老朽化した排水機場の事故が心配」など、大きな落胆とともに昨年にも増して将来に対する不安の声が広がっている。

このように、予算削減により必要な整備が先送りとなれば、農業の更なる疲弊を招き、農業そのものの存続を危うくさせるおそれがあるとともに、それを支える農村の安全確保やコミュニティの崩壊にも繋がるのが危惧されるものである。

よって、国におかれては、我が国の農業・農村の振興に必要な不可欠な農業農村整備に関する施策を具体的に推進するため、下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1 農業農村整備事業及び農山漁村地域整備交付金、地域自主戦略交付金については、農業生産の基礎的整備に必要な施策であり、十分な予算を確保すること。

2 特に、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金については、地方自治体が裁量を発揮して取り組む制度であることから、地方が必要とする予算規模に拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○池田和貴委員長 ただいま農業農村整備に必要な予算確保を求める意見書(案)について読み上げていただきましたが、何か御意見はございませんでしょうか。

○中村博生委員 意見じゃないですけども、全くもってこのとおりだと思います。

26日の日曜日に、八代の郡築校区で、御存じかと思えますけれども、1,000人ぐらい集まった中で、排水機場の新設と既存の機場の整備、存続の決起大会がございました。こういった形で機場を新設するのに、こういった決起大会というのは私は初めてだろうと思えますし、今後こういった形で地元の皆さんが声を上げていかないと、国はわかってもらえぬとだろうかなという思いがしますけれども、大変重要な問題になってきております。

年々、半分半分になってくるような状況で、来年度はどやんなつとだろうかというような状況でありますし、特に郡築校区というのは、施設園芸、露地野菜、園芸が盛んな校区でありますから、特に冠水すると全滅してしまうような状況、これは排水路を整備していただいたおかげでもありますけれども、八千把、松高、郡築と、上からずっと郡築が一番最下流になつとですけども、そういった流れで流量計算とか、工事も調査もしていただいて、今のままでは排水が間に合わないというような数字も出ておりますので、この点についてはやっぱり県も全力で取り組んでいただきたいと思えますし、地元の議員としても、4名参加させていただきましたけれども、そういう思いでありますので、これはぜひとも、7月、国に要望に行かれると思えますけれども、こういったことも重点的に、意見書は意見書として出しますから、県は県としてやっぱり取り組んでいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○浦田祐三子副委員長 今意見書の案を読み上げていただきましたけれども、この意見書は、昨年、国の予算の大幅な削減に伴いまして、4回連続して国の方へ意見書を出されたと思いますけれども、さらにことしは去年以上の削減ということで、それまで県の皆様方におかれましては、その削減の影響が出ないように軽減の努力を図っていただいていたかと思えますけれども、限界に来るんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど田代委員の質疑にもありましたように、やはり現場の声というか、地元の声、この地方の声をしっかりと反映していただくためにも、この意見書を、この議案を本委員会から提出させていただきたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上です。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 それでは、この意見書(案)により、委員会提出議案として本会議に提出したいと思えますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議ないようですので、この意見書(案)により、議案を提出することと決定をいたしました。

次に、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書について、意見書(案)を事務局から読み上げてください。

○徳永議事課課長補佐

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書(案)

本県の水産業は、資源水準の低迷や生産構造の脆弱化が進行していることに加え、

原油価格の変動や資材価格の上昇は漁業経営に大きな影響を与えるなど厳しい状況が続いている。とりわけ漁業においては、コストに占める燃油のウェイトが極めて大きく、かねてから燃油高騰が継続しており、我が県の漁業は、ここ数年で急速に疲弊した状況にある。さらに、追い打ちをかけるように、東日本大震災による原発事故に伴う風評被害にも見舞われており、漁業経営はより深刻の度合いを深めている。

よって、国におかれては、消費者に対する水産物の安定供給を図るとともに、これの前提となる漁業者の経営安定を維持するために、漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税をはじめとする下記の燃油税制にかかる措置の実現を図られるよう強く要望する。

記

- 1 漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について、恒久化すること。
- 2 農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。
- 3 地球温暖化対策のための税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。特に、燃油への課税についてはA重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○池田和貴委員長 ただいま漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書について読み上げていただきましたが、この件については、今不在でおられますが、村上委員の方から午前中にお話があったところでございます。これは全漁連の総会の中で特別議決ということで決定をされたことについて、本

日、お手元に配っておりますが、陳情・要望書等一覧の中に県漁連の方から上がってきた要望書に基づいての意見書ということになっているところでございます。

この件について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしという声がございましたので、この意見書(案)により、委員会提出議案として本会議に提出したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議がないようですので、この意見書(案)により、議案を提出することと決定いたしました。

ほかに何かございませんでしょうか。

○鬼海洋一委員 せっかくの機会ですので、福島部長にちょっとお願いしておきたいというふうに思います。

私は、昭和62年に初めて当選をさせていただきました。それから20数年たっておるわけですけれども、たしか平成が始まるころは、県内の農業の租生産が4,200億ぐらいだったと思いますね。今や、もうこの数年来、一番厳しいときで2,700億ぐらいでしたでしょうか。今3,000億ぐらいで推移しているわけですよ。

今後の熊本県の農政、農業の将来を考えると、やっぱり大変な事態だなというふうに改めて認識をいたしております。特にこれは、これだけ多くの農政部の職員の皆さん、幹部の皆さん方お座りですけれども、農政部そのものもこの熊本県の中で維持できるかどうかという、こういう状況、そういう非常に厳しい局面にあるという、その自覚と認識をまずすべきではないかというふうに思っています。

その意味で、きょうも2～3指摘をいたしましたけれども、随分長い、構造的に、先ほ

ども議論がありました。例えば農業就業人口の変化の問題あるいは年齢の問題、将来どうなっていくかという構造的な側面、これはどこかでやっぱりぴしとしなきゃならないことではないのかなど。あるいは林業公社にしたって、数百億の債務残高を抱えながら行っているわけですよ。ずっと同じことですよ、毎年毎年。どこかでやっぱり問題点の解明をしながら、次なる展開をしていかなければ、問題を先送りするだけではないかというふうにも思えますし、その意味では、めり張りを持って、やっぱり構造的に抱えている問題があるとすれば、それはこの1年で、あるいは私たちにとっては4年間の始まりですから、あえて申し上げるわけですが、この期間にそれらの構造的課題についてもやっぱり何か変えていくと、転ばしていくというふうな、ぜひ御努力をいただきたい。

特に農協問題についても、組織の構造改革の問題が出てきているわけでしょう、農協組織そのものが。ということは、まさにJAと県が一体となってこれまでやってきた運命共同体的な相手が、大きく構造的に変化をするかもしれないというその瀬戸際に来ているわけですから、そういう認識を持ちながら、私たちが頑張りますけれども、ぜひめり張りのある提案と施策をいただきますように、委員長にもぜひお願いしておきたいというふうに思います。

○池田和貴委員長 何かコメントはありますか、部長。

○福島農林水産部長 お答えとか何かにはならないかもしれませんが、委員がおっしゃるような点、ずっと議員としてこれまでやってこられたものを踏まえての現状と、それから将来への御意見だと思っております。そういう面ではしっかり受けとめたいと思いますし、それは委員だけじゃなくて、県議の先生

方、あるいは大きく言えば県民の方々のいろんな御意見とか何かも踏まえてのことだろうと思っております。

農業につきましては、きょうの話には出てまいりませんでしたけれども、向こう5年間の食料・農業・農村計画もことしの2月に策定させていただきました。その中でも、将来の方向性というものを4点ほどにまとめて持っております。その中には、おっしゃるように、担い手のものも含めまして、いろんな構造的な問題等も含めて、こうしたいんだというものを持っております。

それから、林業公社につきましては、先日、林業公社の理事会、総会もございまして、私も副理事長の立場でございますので、改めて抱えている課題等についても認識しておりますし、今後の林業公社につきましては、20年だったか、あり方検討会のものを含めて、これは課長が答えましたような方向性を持って、20年のを踏まえて取り組んでいるというのが今の現状でございます。

ただ、膨大な負債も抱えているのもまた現実でございます。だから、やっぱりその20年のを踏まえて、しっかりどうやっていくかということと、それから、委員がおっしゃるように、どこかの時点で、どういうふうにやっていくんだというのは、日々、あるいはポイント、ポイントでしっかり検証して考えていくことは大事な事かなと思っております。

お答えになりませんが、おっしゃるようなことで、しっかり我々、局制も入りました——当初申し上げましたように、みんな連携をとって取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。済みません、お答えになりませんが、よろしく申し上げます。

○池田和貴委員長 鬼海委員、私、委員長の方にも要望がございましたので、一言申し上げます。

特に1次産業については、本県の基幹産業として振興していくことは非常に必要なことだろうというふうに思っておりますし、先生方の御意見を聞きながら委員会を運営させていただきたいというふうに思っています。

ただ、先ほど予算の審議でもございましたように、単県でする事業というのは非常に少のうございまして、どうしても国の施策に影響を受けるということは、もう先生も御承知のとおりだろうというふうに考えております。そういった意味では、もちろん私たちとすれば、現場の意見をきちんと国に伝えつつ、そして、本県の1次産業のためになるようなことをやっていきたいというふうに思っております。

大きな変化については、そういった現状でございしますので、何かやろうとした場合には、現状を大きく変える場合には、現場には大きな影響が出てくることも懸念をされます。そういった影響も踏まえながら、変える場合には、私たち県議会も、現場に与える影響を覚悟しながら決定をしていく必要があるというふうに認識をしておりますので、そういったことで、現実的に、なおかつ効果的な委員会としての結論が出せるように、私も頑張っていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。——なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、先ほど申し上げましたが、陳情、要望書等2件が提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。ごらんをいただければと思っております。

それでは、これをもちまして第2回農林水産常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時54分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長